

# 人権に関する 県民の意識

「鳥取県人権意識調査」から



題名 「大好き」／徳永紗弓さん（鳥取市立面影小学校）  
(平成26年度とつとりふれあい人権マンガ大賞 入賞作品)



平成27年3月

鳥 取 県

## はじめに

鳥取県では、平成8年7月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を制定し「お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる、差別と偏見のない人権尊重の社会づくり」を目的とし、県政の主要な課題として「人権先進県づくり」を掲げました。以来、この条例に基づき、鳥取県人権施策基本方針（以下「基本方針」）を定め、人権教育・啓発の推進、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立ったさまざまな取組を進めてきたところです。

また、人権に対する県民意識の変化、新たな人権問題に関する県民の認識等について把握し、教育・啓発活動などの人権施策の基礎資料とすることを目的とし、過去3回にわたって鳥取県人権意識調査を実施しました。前回調査（平成23年2月）以降も、少子・高齢化やICTの急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化に伴い、人権課題もますます多岐にわたり、複雑化しております。この度「第4回鳥取県人権意識調査」を実施し、その結果をとりまとめました。

今回の調査においては新たに外国人、病気にかかる人、刑を終えて出所した人及び性的マイノリティ（少数者）について、どのような問題があると思うかお尋ねしました。その結果、「わからない」という回答が高い割合を示しており、これらの課題についても今後、啓発・教育により理解を広げていく必要があります。また、長年の課題である同和問題に関する県民の意識については、前回調査とほぼ同じ傾向を示しており、引き続き差別意識の解消に向けた取組を一層推進していく必要があります。

今回の調査結果を参考にしながら、今後の効果的な人権施策について検討を行うとともに、必要に応じ基本方針を改訂（第3次）し、様々な人権課題の解決に向けて、関係機関・団体等とも連携・協働した取組を展開して参りたいと考えております。また、県民の皆様にも、人権に関する様々な課題について関心を持っていただき、御自身に関わる問題として人権について考えていただければ幸いです。

## 調査の概要

### 調査対象者

鳥取県内在住の満16歳以上の男女3,000人

### 抽出方法

住民基本台帳からの無作為抽出法

### 調査方法

郵送配布、郵送回収  
(封書による督促1回)

### 調査時期

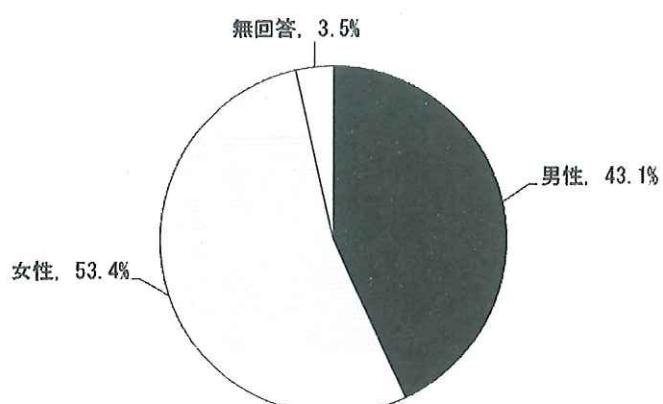
平成26年5月19日～7月10日

### 有効回収数

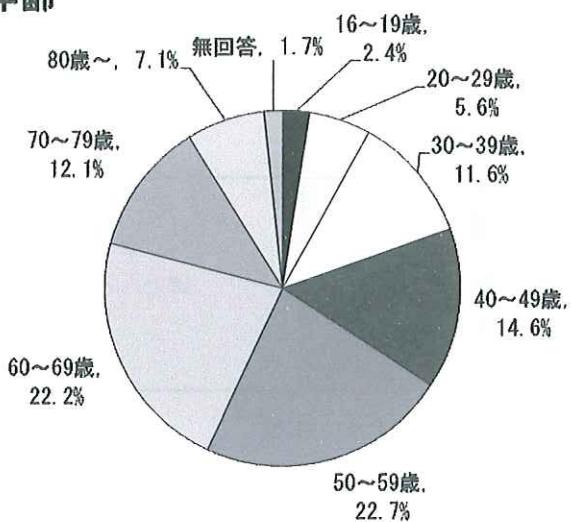
1,298人  
(有効回収率43.6%)

## 回答者の属性

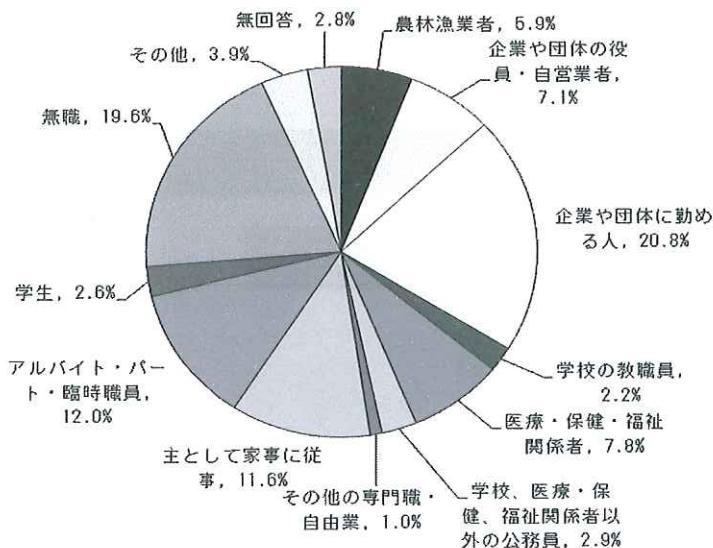
### 性別



### 年齢



### 職業

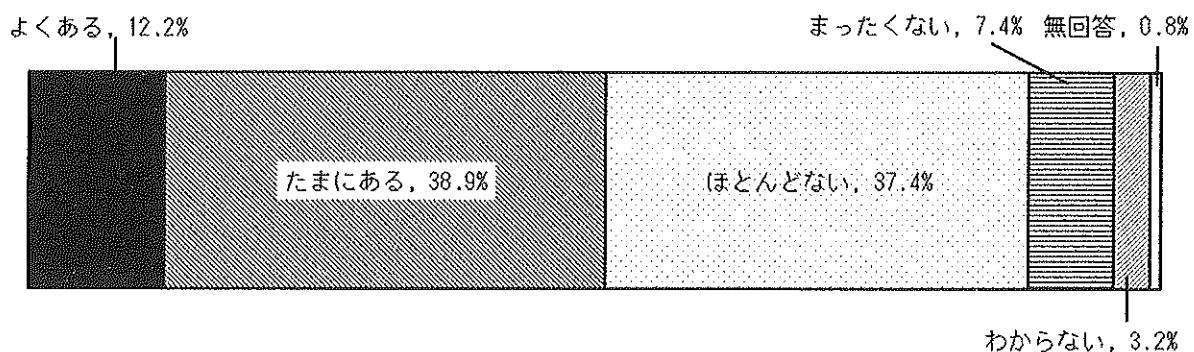


## グラフのみかた

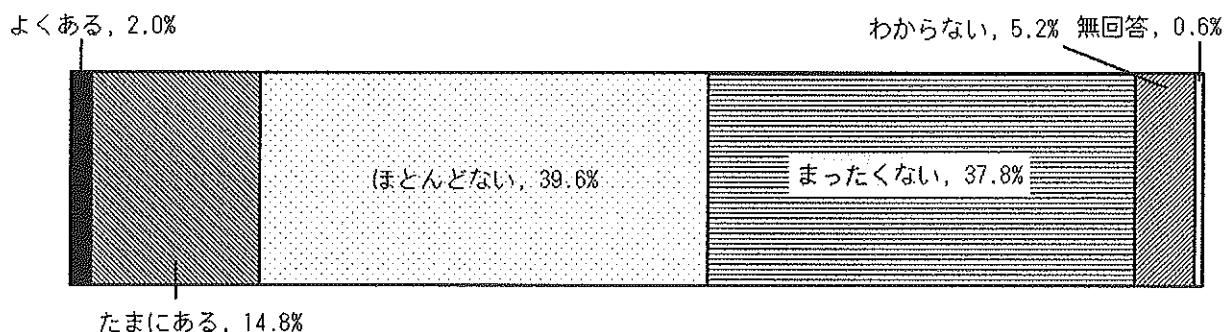
○調査結果の比率は、各設問の回答者総数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。端数処理の関係で、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問では、合計が100.0%を超える場合があります。

# 1 人権全般について

問1 あなたは「人権」について、あなた自身に関わることとして考えたことがありますか。  
(○は1つだけ)

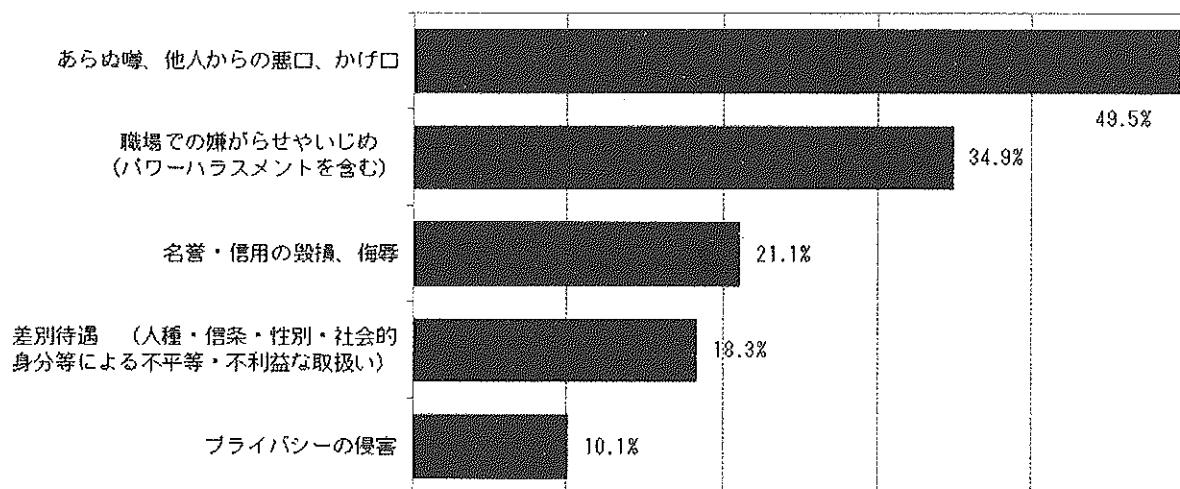


問2-① 過去5年間ぐらいの日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと思ったことがありますか。(○は1つだけ)



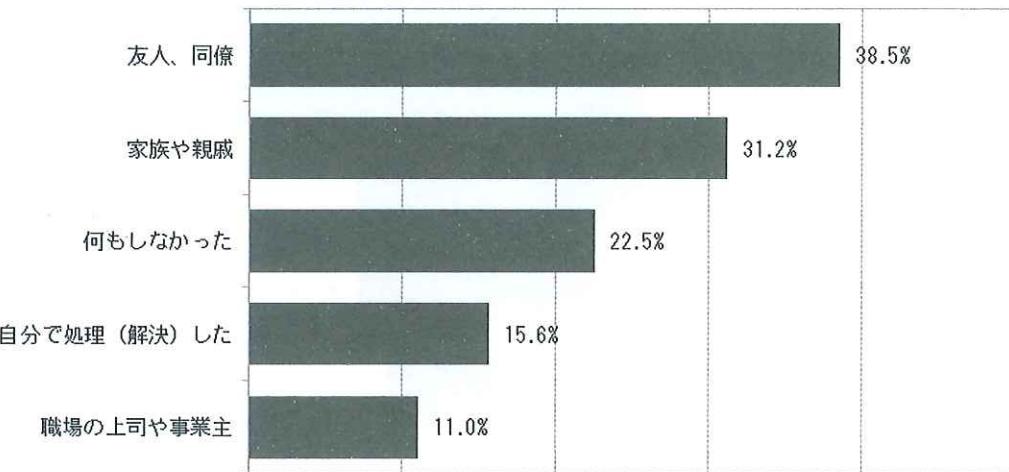
問2-② 問2-①で「よくある」または「たまにある」を選択された方におたずねします。  
それはどのようなことですか。(○はいくつでも)

※上位5項目



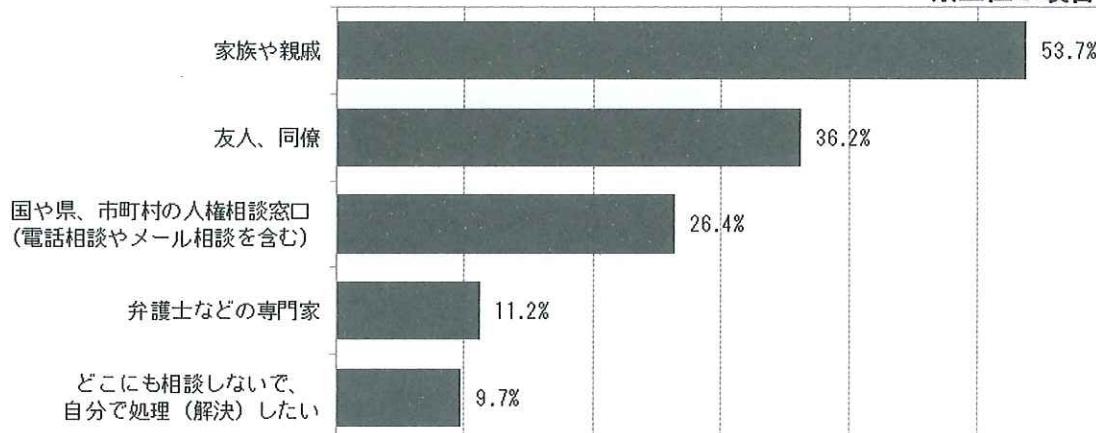
問2-③ 同じく問2-①で「よくある」または「たまにある」を選択された方におたずねします。  
そのことについて、誰かへ相談しましたか。(○はいくつでも)

※上位5項目

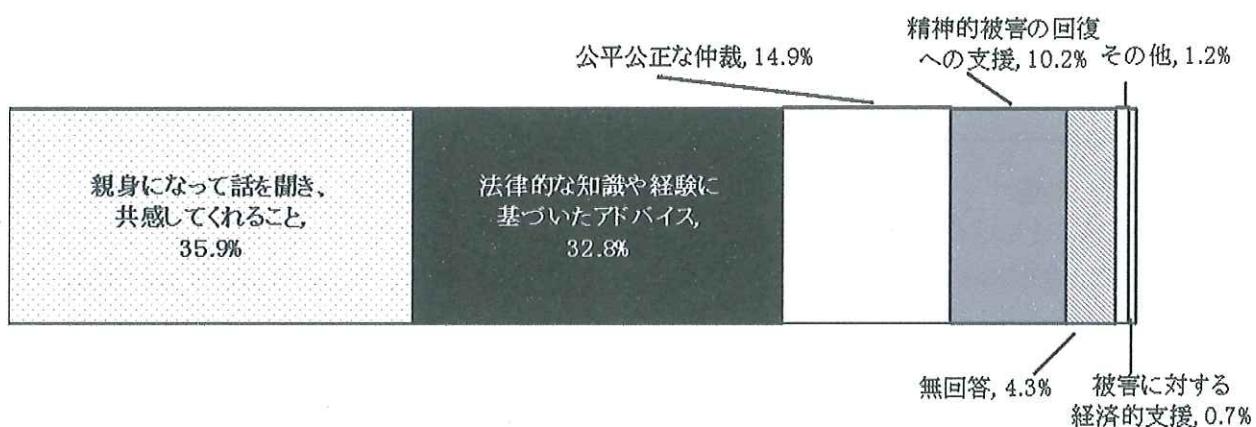


問3-① あなたは、自分や家族が差別や人権侵害を受けたとき、誰に相談したいと思いますか。  
(○は3つ以内)

※上位5項目

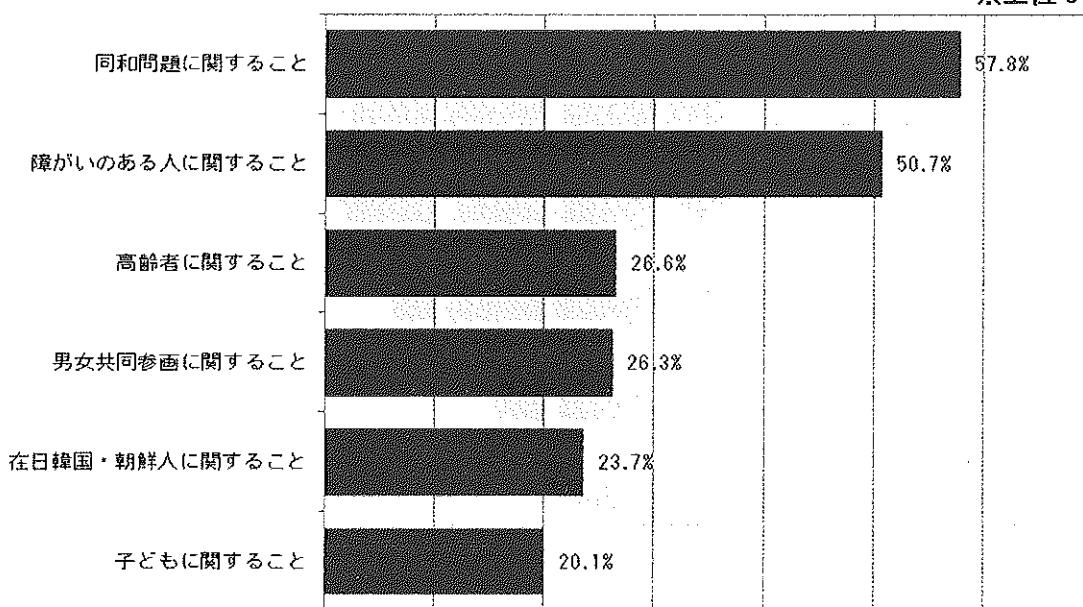


問3-② その相談先に対して、特にどのようなことを求めますか。(○は1つだけ)



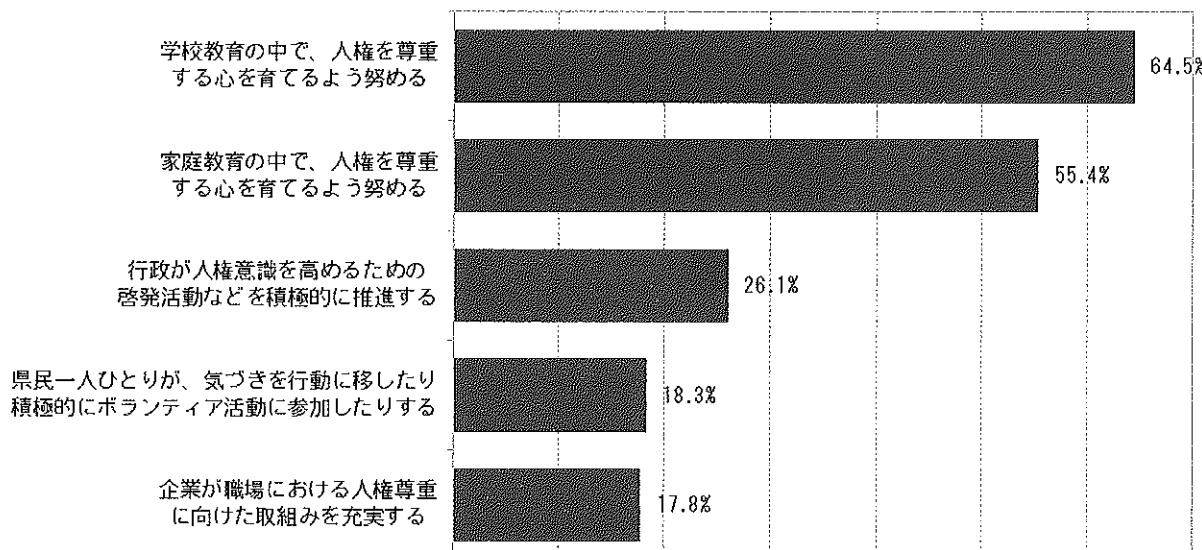
問4 あなたは、鳥取県内において、どのような人権問題があると思いますか。(○はいくつでも)

※上位 6 項目



問5 あなたは、人権問題についての理解を深め人権意識を高めるために、特にどのような取組みが必要だと思いますか。(○は3つ以内)

※上位 5 項目



### 「人権」とは

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。

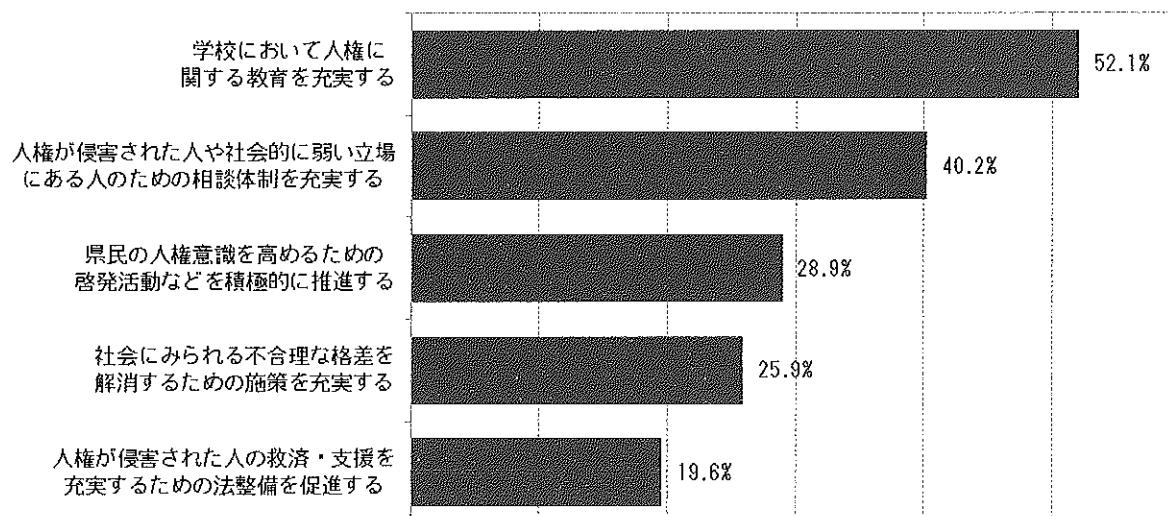
「とても大切なものです」。それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、「自分には関係ないもの」。どちらかというと後者と思いませんか。

毎日過ごしている身近な地域、学校、職場において、いじめ、嫌がらせ、陰口、噂などを見聞きしたことはありませんか。家庭の中でも、「男は仕事、女は家庭」と役割を決め付けていたり、子どもに対しても、「男らしく」「女らしく」とつい言ってしまったりすることはありませんか。

まずは、あらゆる場面で、どんな立場の人がいたとしても、お互いの立場を尊重し、お互いの違いを認め合うことが、一人ひとりの「人権」を尊重することにつながるのではないでしょうか。

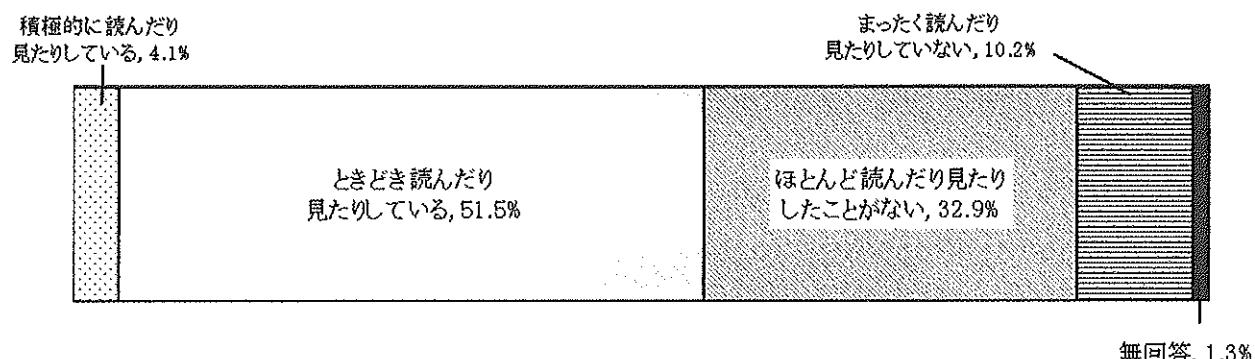
問6 あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、行政の施策として、特にどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つ以内)

※上位5項目



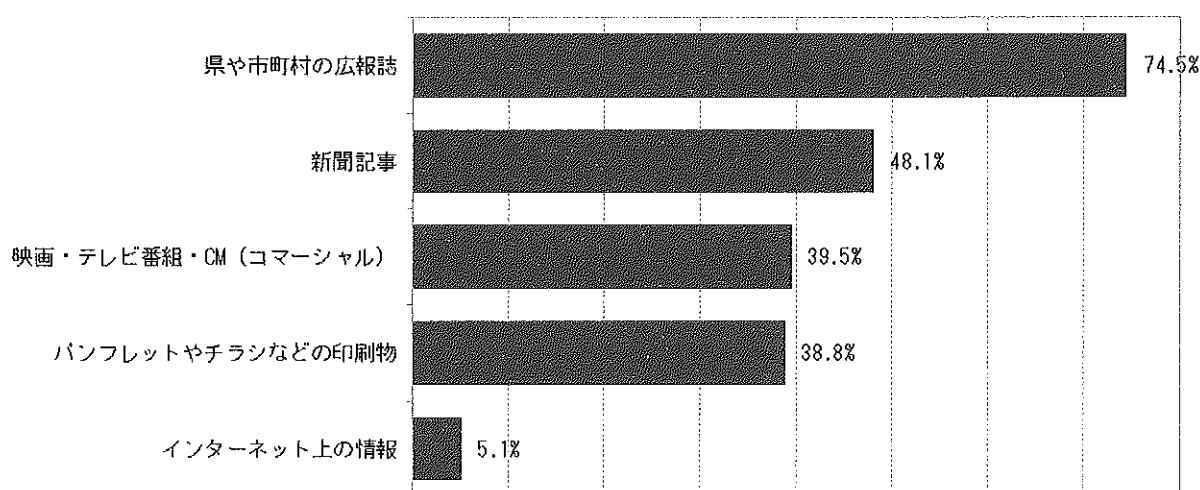
## 2 教育・啓発活動について

問7-① 県や市町村の広報誌や新聞記事、映画・テレビ番組などを通じて、人権問題に関する啓発活動を行っていますが、あなたはこれらを読んだり見たりしたことがありますか。(○は1つだけ)



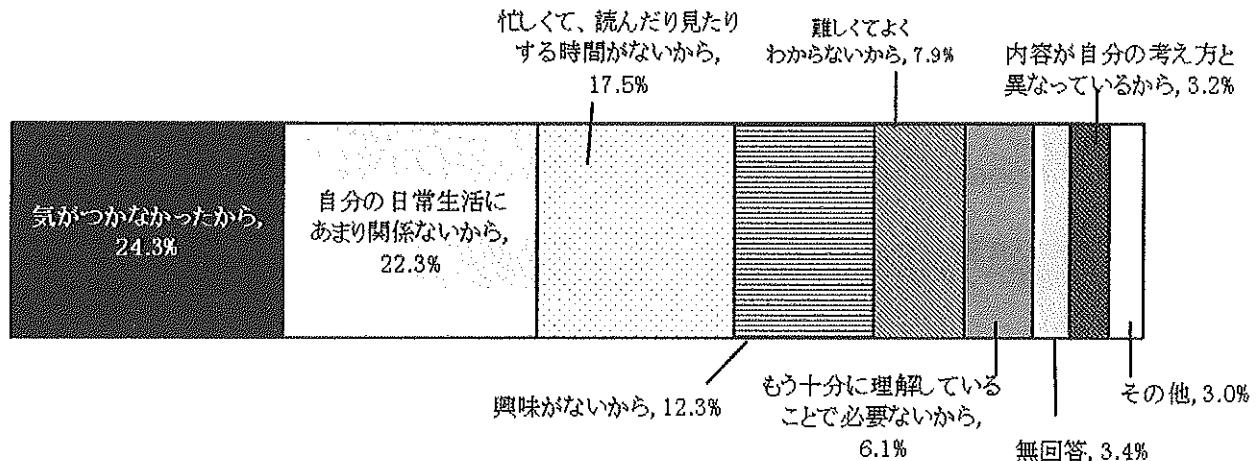
問7-② 問7-①で「積極的に読んだり見たりしている」または「ときどき読んだり見たりしている」を選択された方におたずねします。

読んだり見たりしたことがある啓発物は何ですか? (○はいくつでも) ※上位5項目

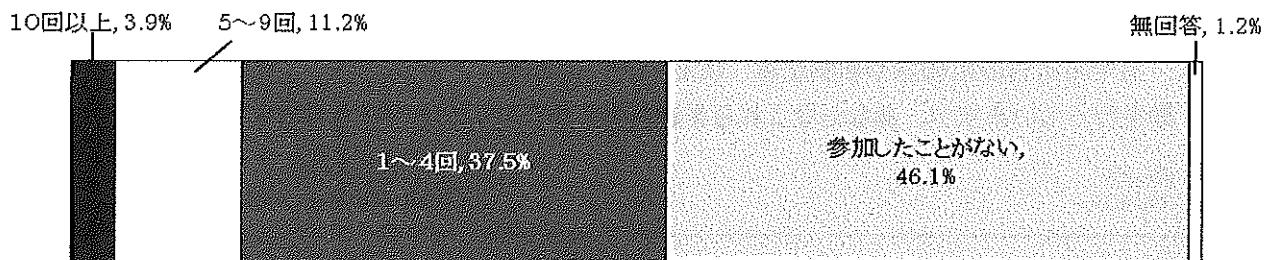


問7-③ 問7-①で「ほとんど読んだり見たりしたことがない」または「まったく読んだり見たりしていない」を選択された方におたずねします。

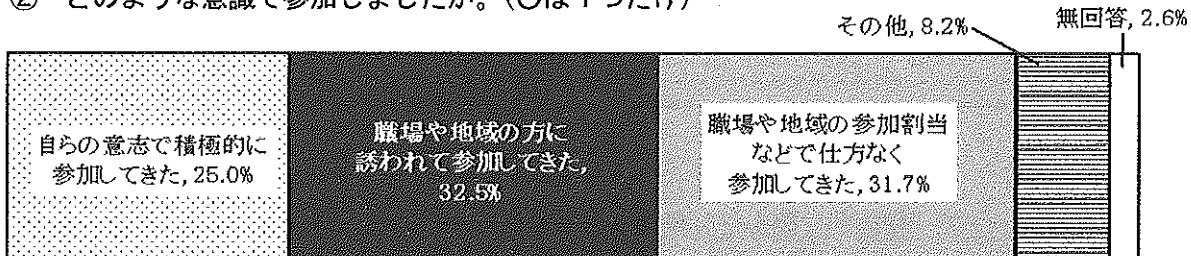
あなたが啓発物を読んだり見たりしなかった理由をお聞かせください。(○は1つだけ)



問8-① あなたは、過去5年間に人権問題に関する講演会や研修会、地域の学習会等に何回参加しましたか。(○は1つだけ)



問8-② どのような意識で参加しましたか。(○は1つだけ)



### 鳥取県が実施している人権啓発

鳥取県では、様々な人権分野の講演会・研修会の他、ラジオや情報誌による啓発を行っています。

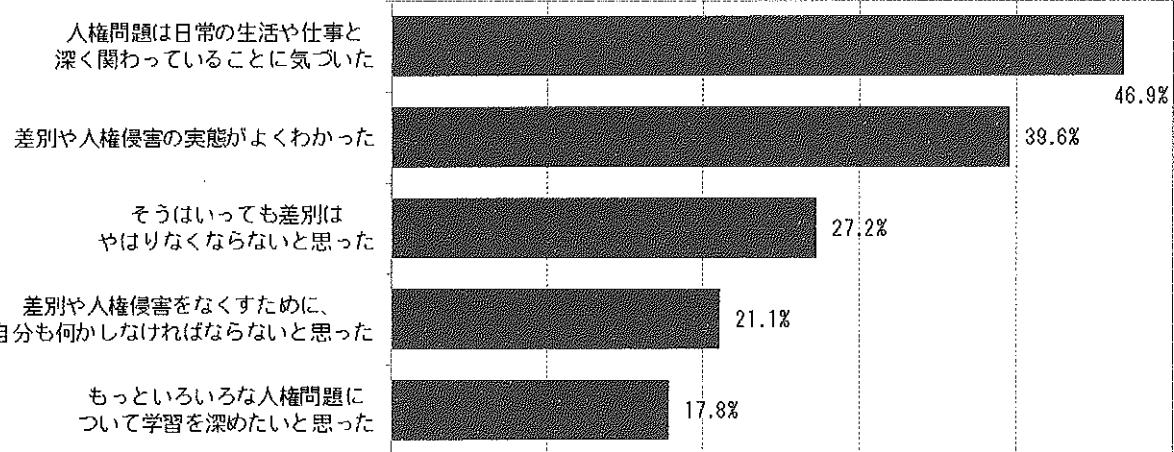
#### ○人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」

- ・月2回、FM山陰で、様々な人権分野で活動されている方の声をお届けする番組を放送しています。
  - ・放送日時：毎月第2・4水曜日 午後2時20分～ 約7分間 (H26.12現在)
  - ・聞き逃した方なども、いつでも聞けるように、平成26年度から、放送した音声を鳥取県総務部人権局ホームページ（URL：<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=128616>）で公開しています。
- とつとり人権情報誌「ふらっと」

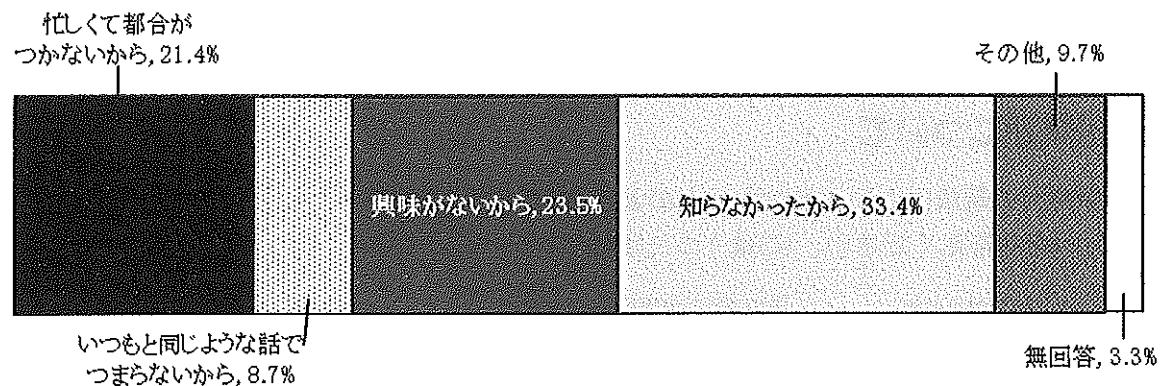
  - ・年2回（6月、11月）に様々なトピックスを取り上げた人権情報誌（無料）を発行しています。
  - ・特集テーマ：ユニバーサルデザイン（H26.11）、障がい者の人権（H26.6）、手話言語条例、いじめ対策（H25.11）、インターネットと人権（H25.6）、北朝鮮による拉致（H24.11）

問8-③ 参加してどのような感想を持ちましたか。(○は3つ以内)

※上位5項目

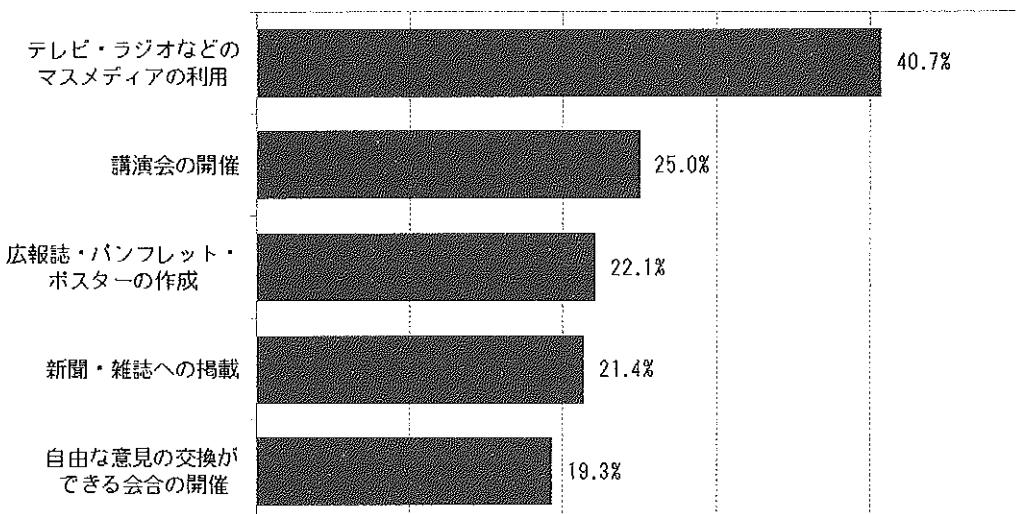


問8-④ 参加しなかった理由をお聞かせください。(○は1つだけ)



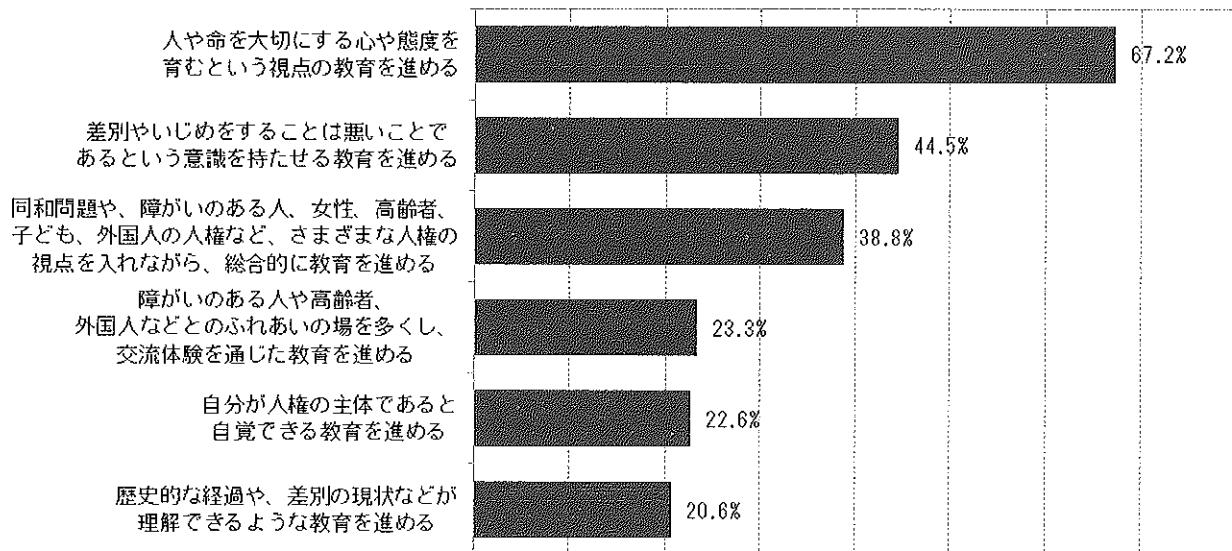
問9 あなたは、県民一人ひとりが人権問題について理解を深めるためには、どのような手法での啓発活動が有効だと思いますか。(○は3つ以内)

※上位5項目



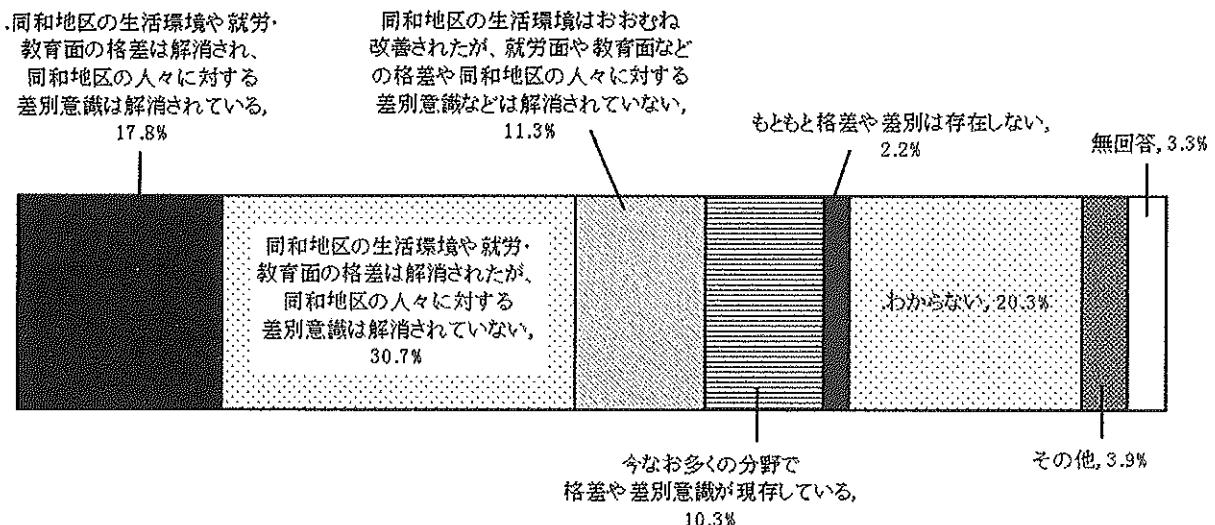
問10 あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校教育においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。(○は3つ以内)

※上位6項目

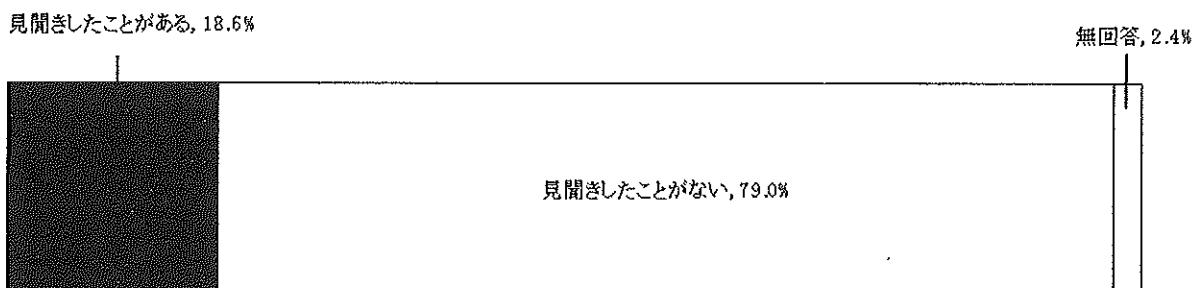


### 3 同和問題について

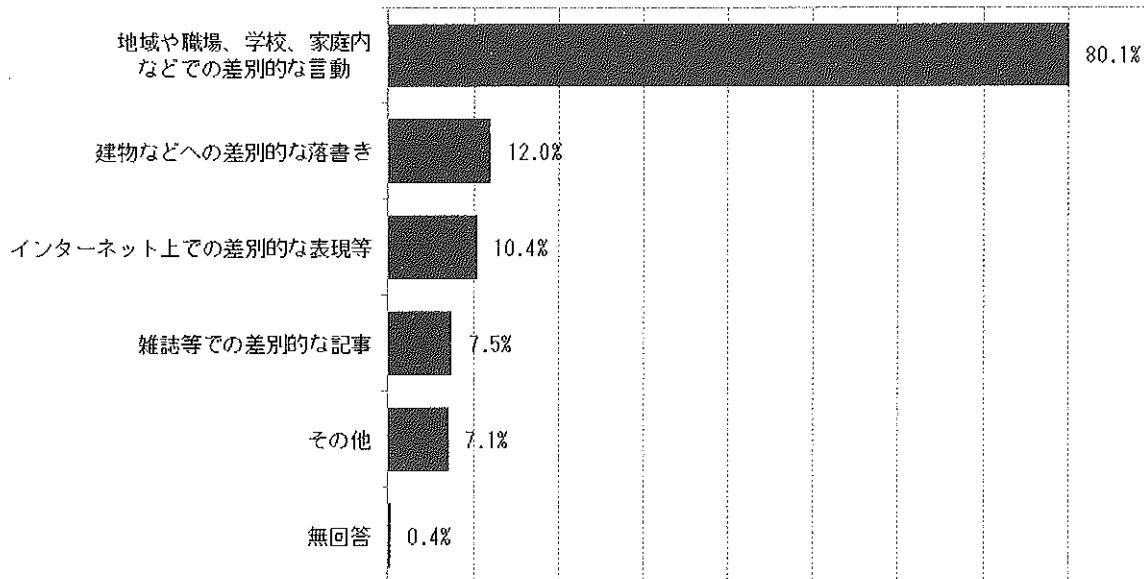
問11 部落差別の現状についてあなたはどうのように考えていますか。次の中から最もあなたの考えに近いものをお答えください。(○は1つだけ)



問12-① あなたは、過去5年間で同和地区の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことはありますか。(○は1つだけ)

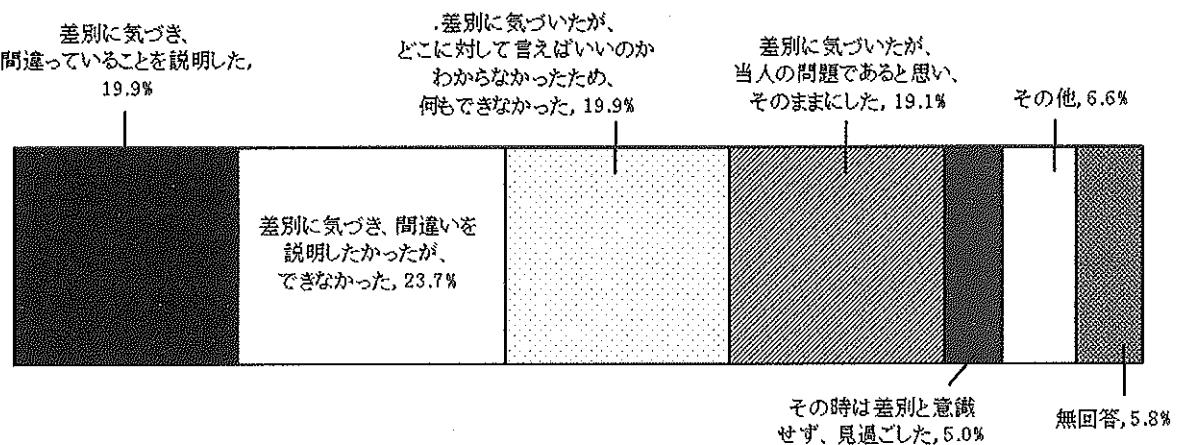


問12-② その見聞きした差別的な発言や行動は何ですか。(○はいくつでも)

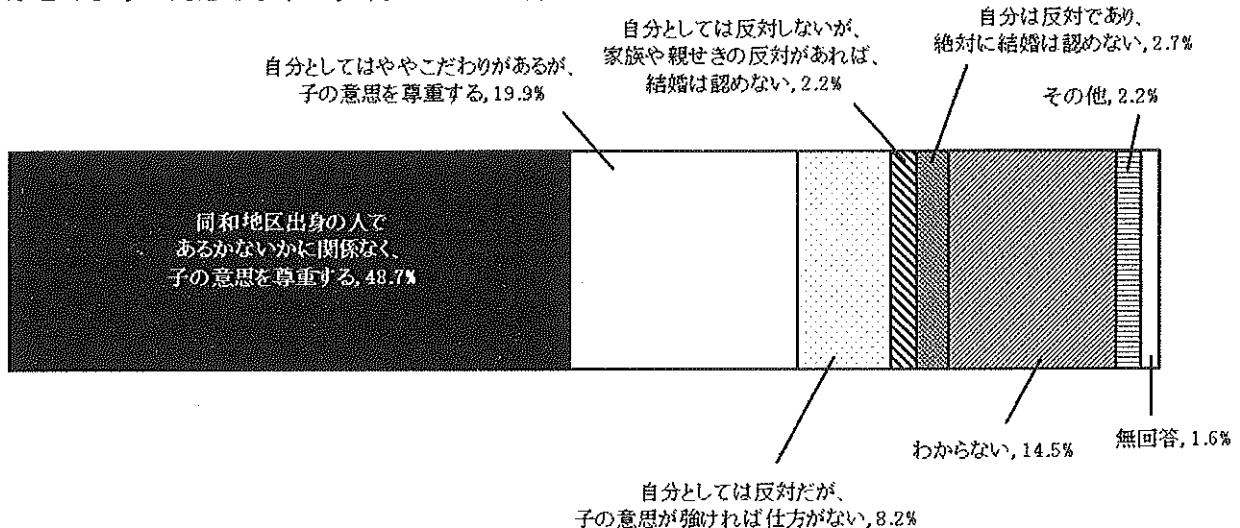


問12-③ 問12-①で「見聞きしたことがある」を選択された方におたずねします。

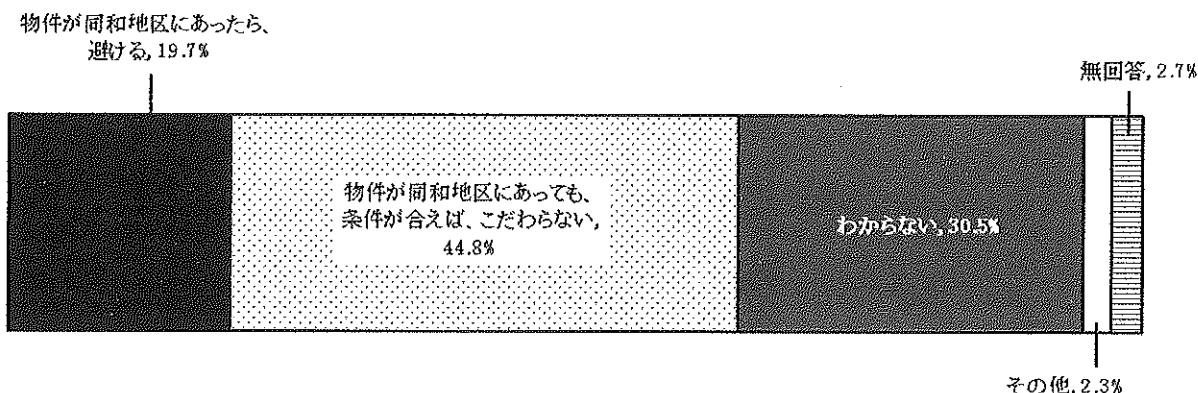
その時、あなたはどうしましたか。(○は1つだけ)



問13 あなたに未婚の子がいると仮定して、その子が同和地区出身の人と結婚しようとする場合、あなたはどのように対応しますか。(○は1つだけ)

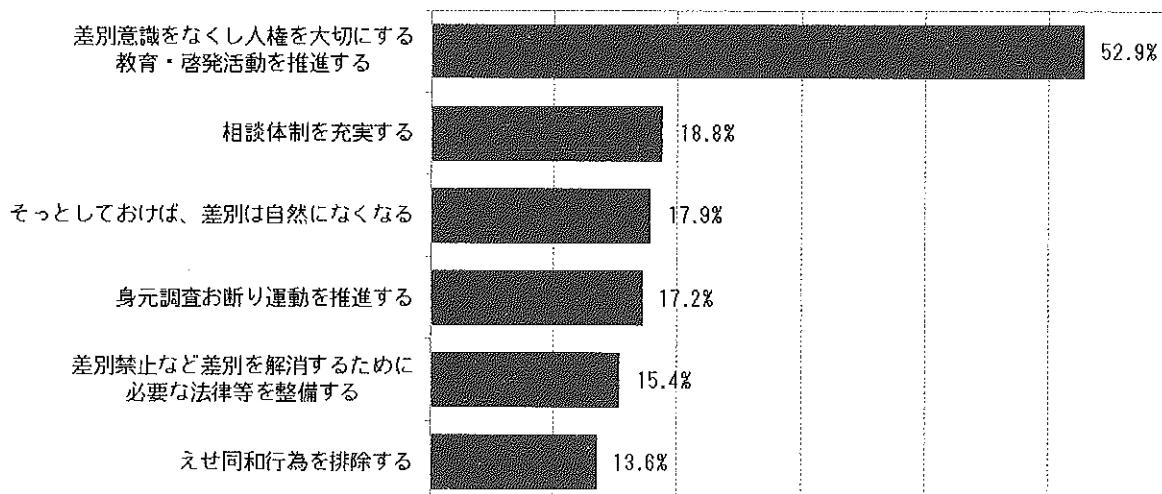


問14 あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件を避けることがあると思いますか。（○は1つだけ）



問15 あなたは、部落差別を解消するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。  
(○は3つ以内)

※上位6項目



※「身元調査お断り運動」…結婚や就職に関する身元調査など、差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査は重大な人権侵害行為であり、これをなくしていくこうとする県民運動

※「えせ同和行為」…同和問題を口実にして高額な図書を売りつけるなど、ゆすり・たかり等をする違法・不当な行為

### 同和問題とは

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

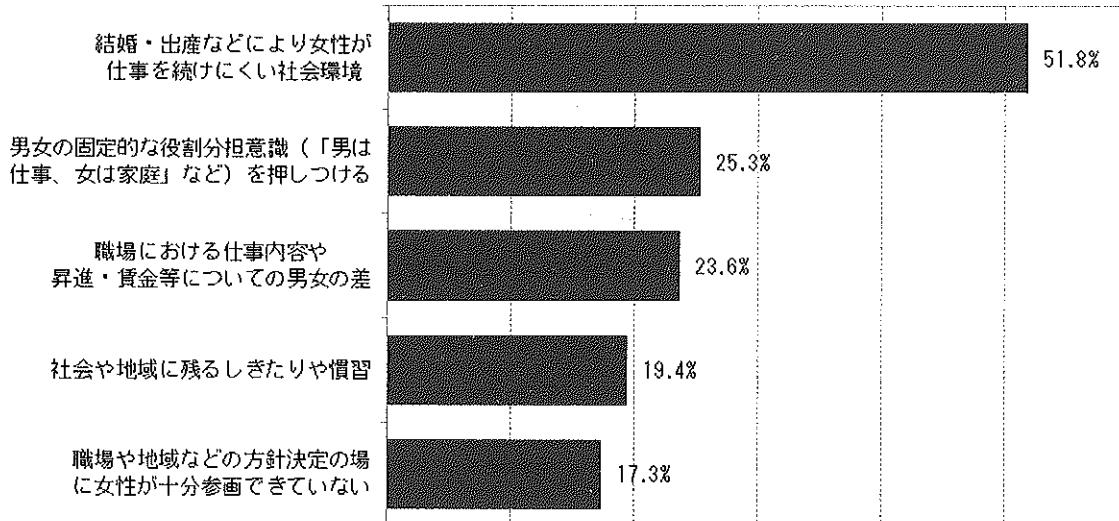
私たちは、自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。それにもかかわらず、なぜ同和地区の出身という理由だけで差別を受けなければならないのでしょうか？

私たち一人ひとりがまず同和問題を正しく理解すること、そして同和問題を自分の問題として考え、「差別をしない・させない」意識を持って行動することが大切です。

## 4 男女共同参画に関する人権について

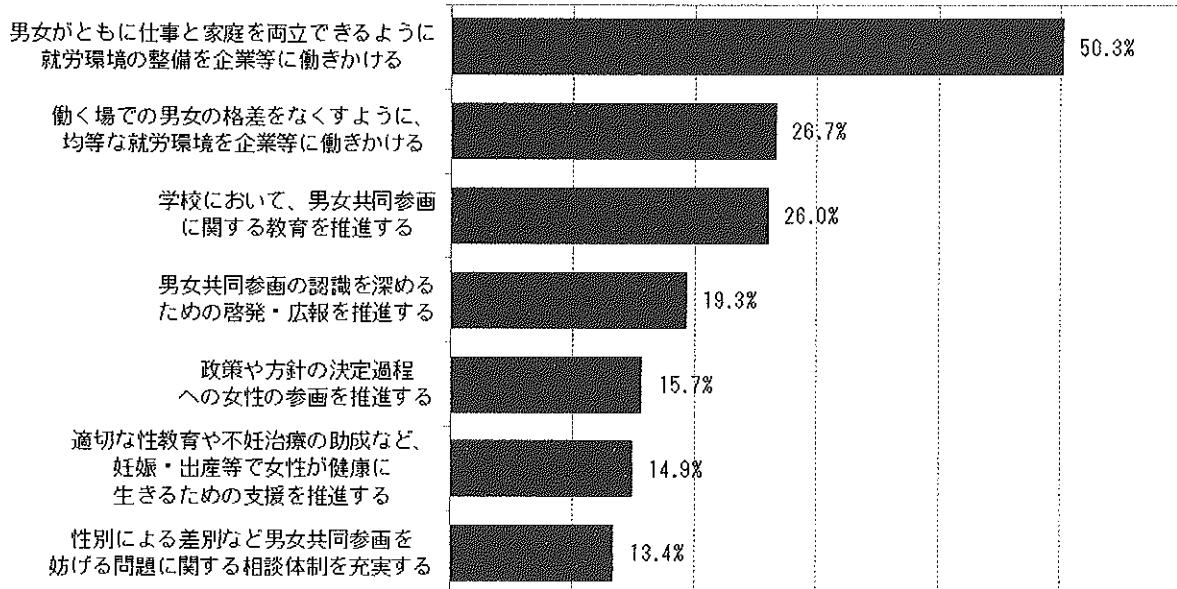
問16 男女共同参画に関することで、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つ以内)

※上位5項目



問17 あなたは、男女共同参画を推進するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。  
(○は3つ以内)

※上位7項目



### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

少子高齢化が進み雇用環境が変化する中で、家族が安心して暮らし、男女が共に地域の一員として責任を果たしていくために、職場・地域・家庭のバランス（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活への見直しが求められています。

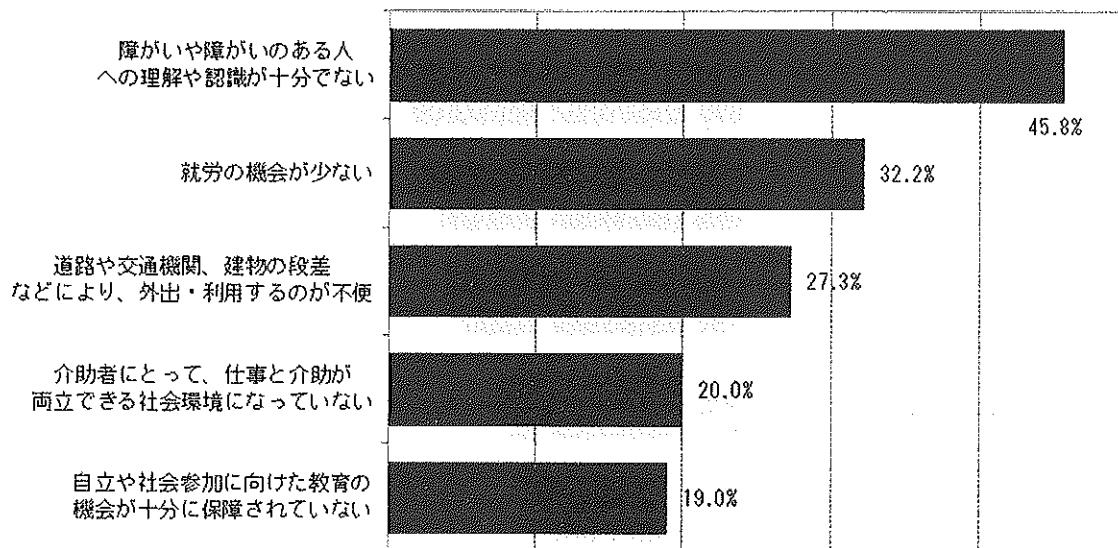
鳥取県では共働き世帯の男性が、家事、子育て、介護などに費やす時間は女性の5分の1程度であり、女性の負担が大きくなっています。（1日平均 男性 42分／日 女性 215分／日 総務省「社会生活基本調査」平成23年より）

多様なライフスタイルに対応した子育て支援等の充実を図っていくことが重要です。

## 5 障がいのある人の人権について

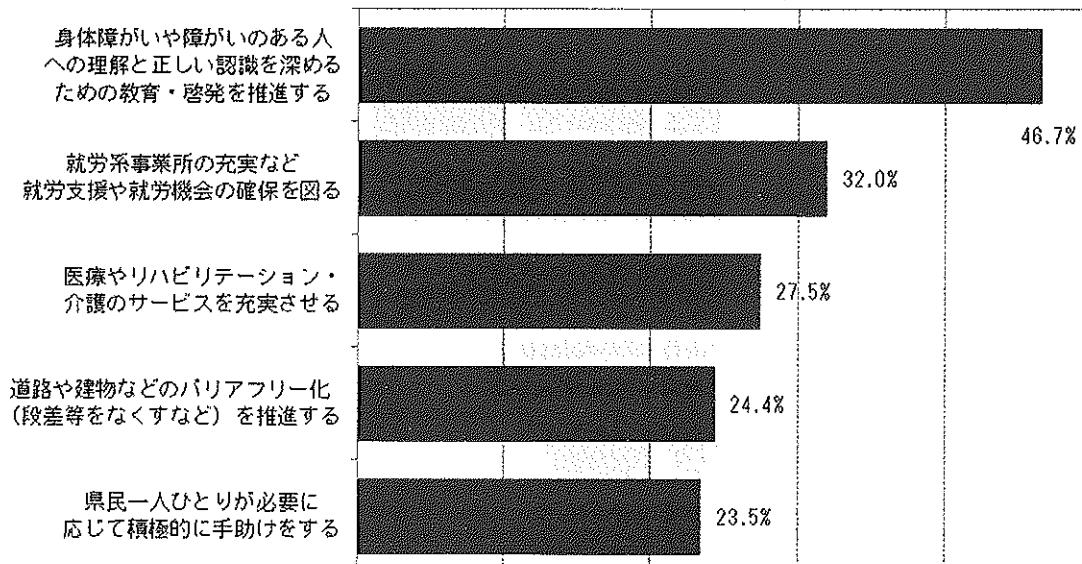
問18 障がいのある人の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つ以内)

※上位5項目



問19 あなたは、身体障がい（※）のある人の人権が尊重されるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（○は3つ以内）

※上位5項目



※「身体障がい」…<sup>したい</sup>肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいなど身体の障がい

### あいサポート運動をご存知ですか？

あいサポート運動は、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方への手助けや配慮を実践することにより、障がいのあるなしに関わらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒につくっていく運動です。

また、地域や職場などを対象にあいサポート研修を実施しています。研修は①「あいサポート運動」について、②障がいについて理解しましょう、③簡単な手話講座の3つの項目で行います。

あいサポート運動の問合せ先：鳥取県福祉保健部障がい福祉課 電話0857-26-7154

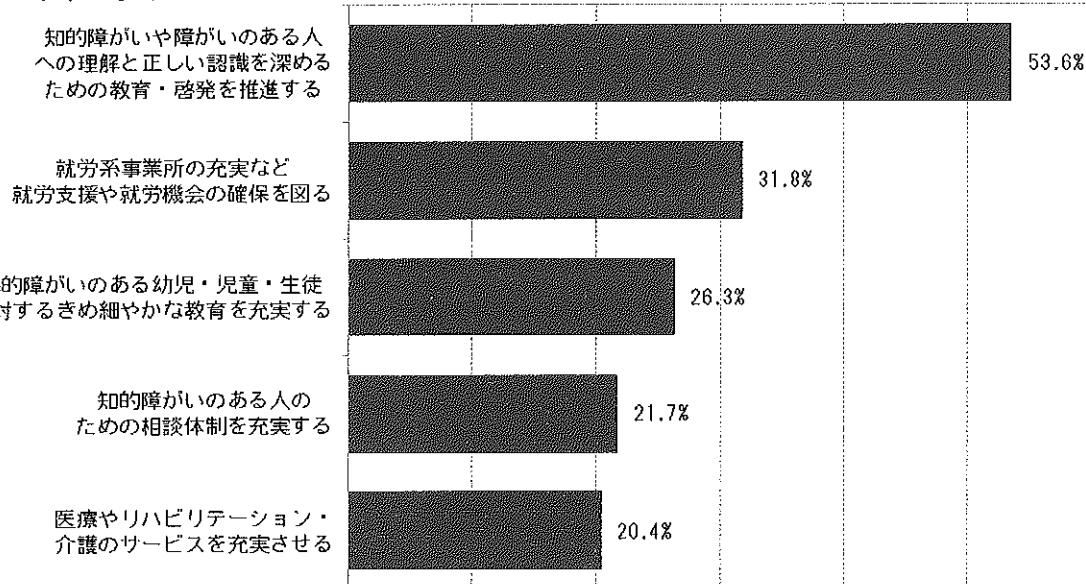
ファクシミリ0857-26-8136

あいサポート研修の問合せ先：鳥取県社会福祉協議会 電話0857-59-6332

ファクシミリ0857-59-6340

問20 あなたは、知的障がい（※）のある人の人権が尊重されるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つ以内）

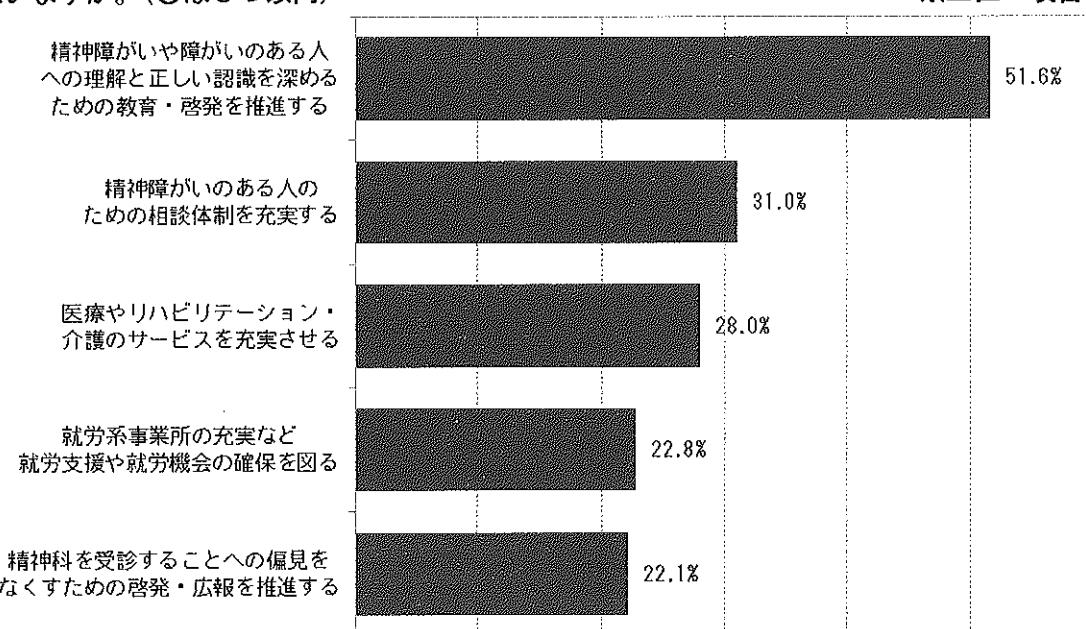
※上位5項目



※「知的障がい」…知的な能力が年齢相応に発達していない障がい

問21 あなたは、精神障がい（※）のある人の人権が尊重されるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つ以内）

※上位5項目



※「精神障がい」…統合失調症など精神面の障がい

#### 鳥取県手話言語条例について

鳥取県では全国に先駆けて平成25年10月に、鳥取県手話言語条例を制定しました。ろう者と聞こえる人が互いの違いを理解し、個性と人格を尊重することを基本として手話の普及を図っています。

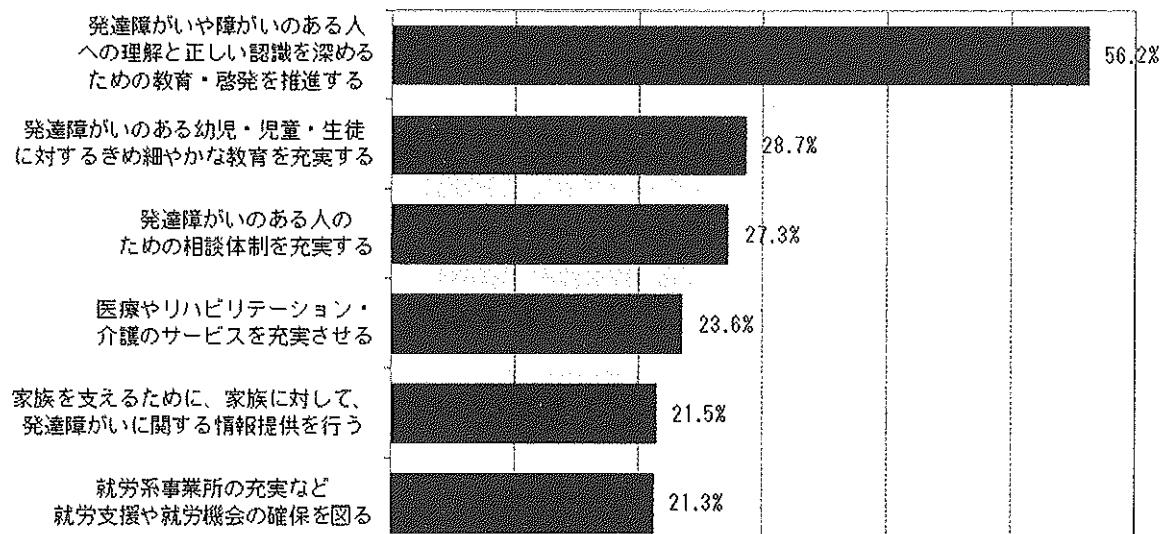
手話言語条例の制定によって、県民向けミニ手話講座の開催など手話を学べる機会を増やしたり、知事記者会見での手話通訳者の配置など、手話による情報発信を進めています。

問合せ先：鳥取県福祉保健部障がい福祉課 電話0857-26-7154

ファクシミリ0857-26-8136

問22 あなたは、発達障がい（※）のある人の人権が尊重されるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つ以内）

※上位6項目

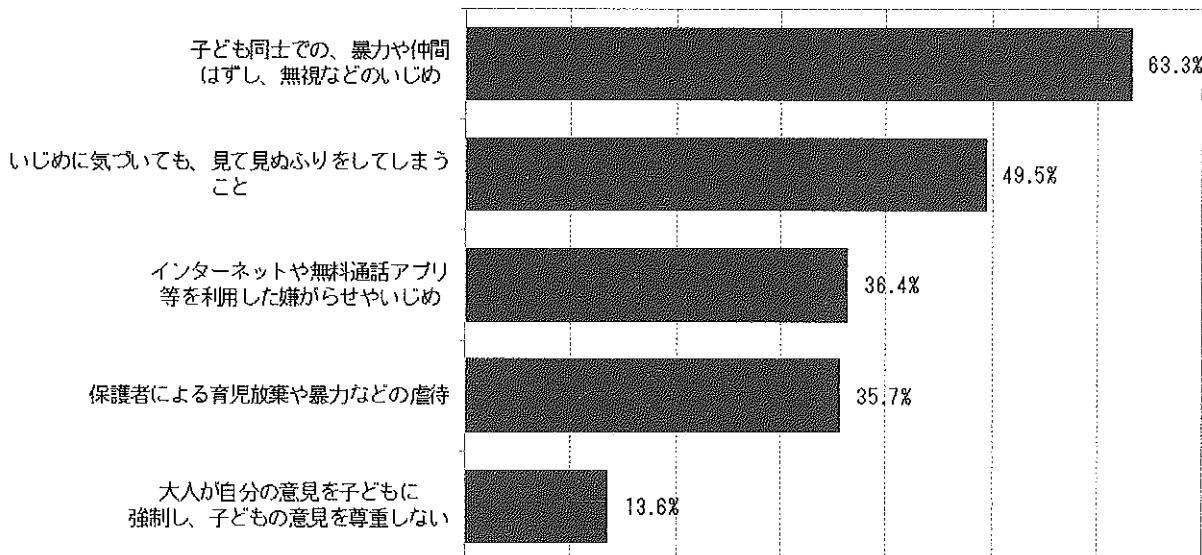


※「発達障がい」…自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害など対人関係、行動、学習等において発達の偏りによる困難性がある障がい

## 6 子どもの人権について

問23 子どもの人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(〇は3つ以内)

※上位5項目



### 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）についてご存知ですか？

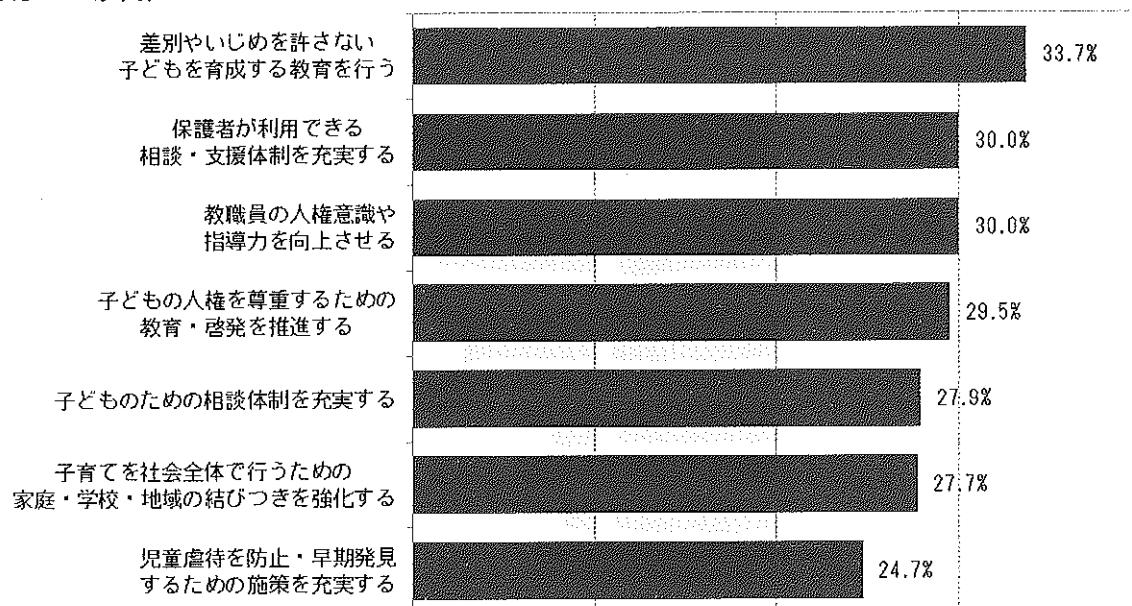
この条約の内容は子どもを大人と同じ社会の構成員として認めるとともに、父母等の子どもに対する責任や家族の役割の重要性について規定しており、以下の4つに大きく分けられます。

- ・生きる権利（病気やけがをしたら、治療を受けられることなど）
- ・参加する権利（自由に意見を表したりすることができ、子どもの発達に応じて意見が考慮されることなど）
- ・守られる権利（あらゆる種類の虐待や搾取から守られることなど）
- ・育つ権利（教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えることや信じることの自由が守られて自分らしく生きることができることなど）

このような権利が子どもにはあるとされている一方で、いじめや虐待などで子どもの権利が必ずしも守られていないのが現状です。

問24 あなたは、子どもの人権が尊重されるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。  
(○は3つ以内)

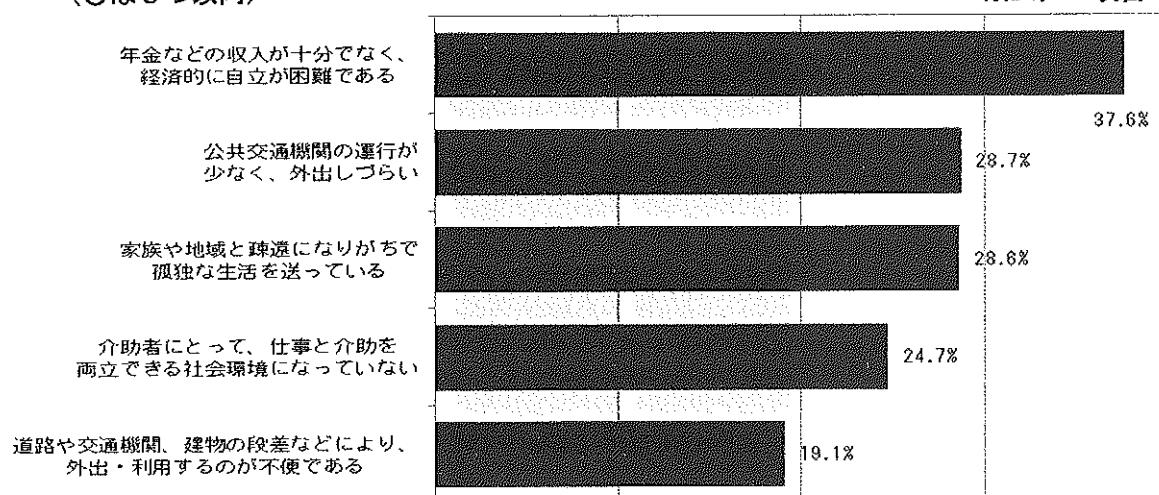
※上位7項目



## 7 高齢者的人権について

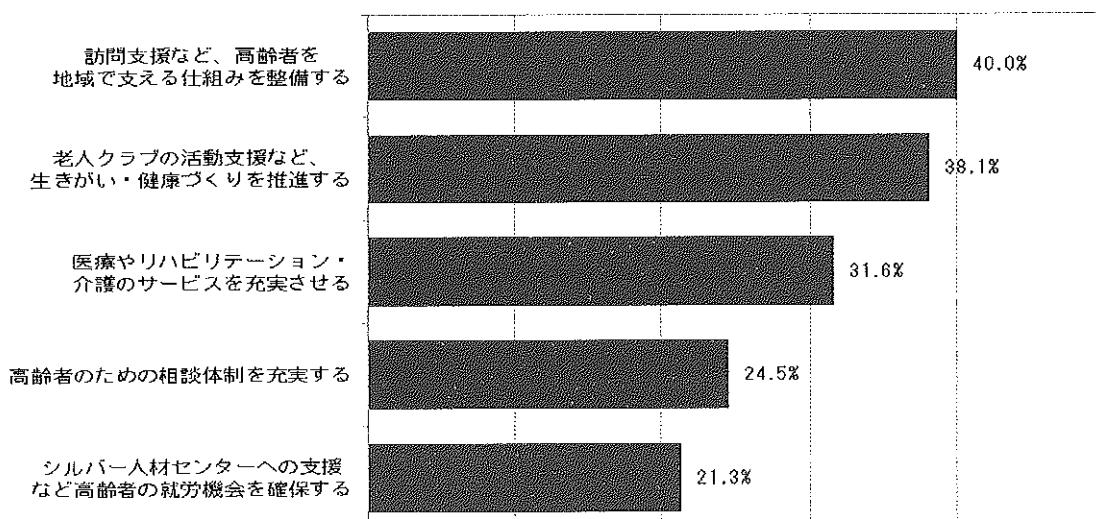
問25 高齢者的人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つ以内)

※上位5項目



問26 あなたは、高齢者的人権が尊重されるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。  
(○は3つ以内)

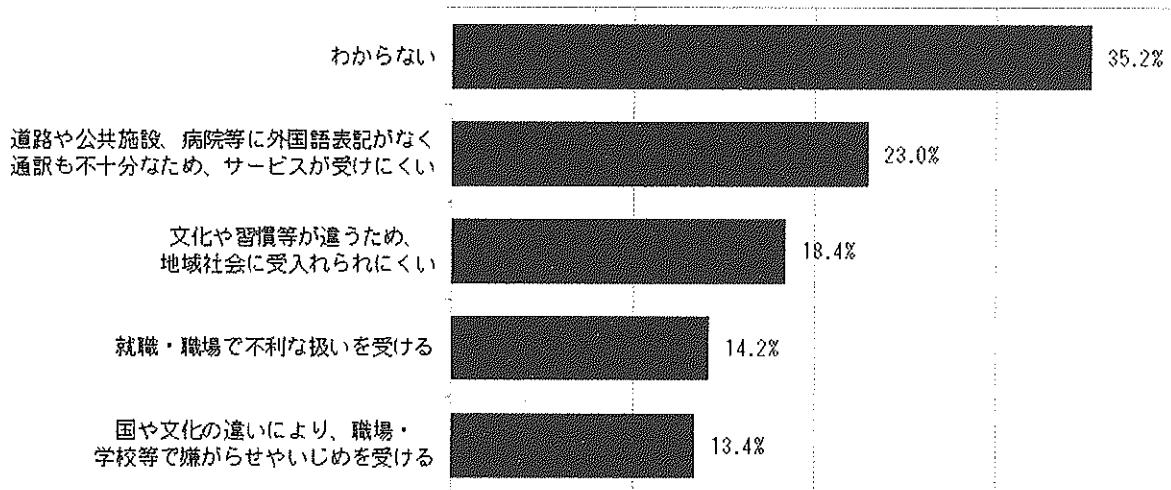
※上位5項目



## 8 外国人の人権について

問27 鳥取県で暮らす外国人の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つ以内)

※上位5項目



問28 あなたは、外国人の人権が尊重されるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つ以内)

※上位5項目



### 多文化共生の社会づくりについて～外国人が暮らしやすいまちづくり～

今日、鳥取県には、中国、韓国、フィリピンなどアジア地域をはじめ、60カ国以上、約3,800人の外国人の方々が生活されており、海外からの観光客も増加しています。

一方、言葉や社会制度、文化・習慣の違いから日本の生活に困難が生じたり、国籍の違いによる偏見や差別も根強く残っている実情もあります。

近年、国籍や民族が異なる人々が互いの文化を認め、尊重し、対等な関係を築いていくこうとする多文化共生の社会づくりを展開しています。外国人の方が安心して暮らしていくよう鳥取県国際交流財団では、国際交流コーディネーターの配置、日本語クラスの運営、専門通訳（医療・コミュニティ通訳）ボランティアの派遣、各種交流イベントの開催など様々な事業を行っています。

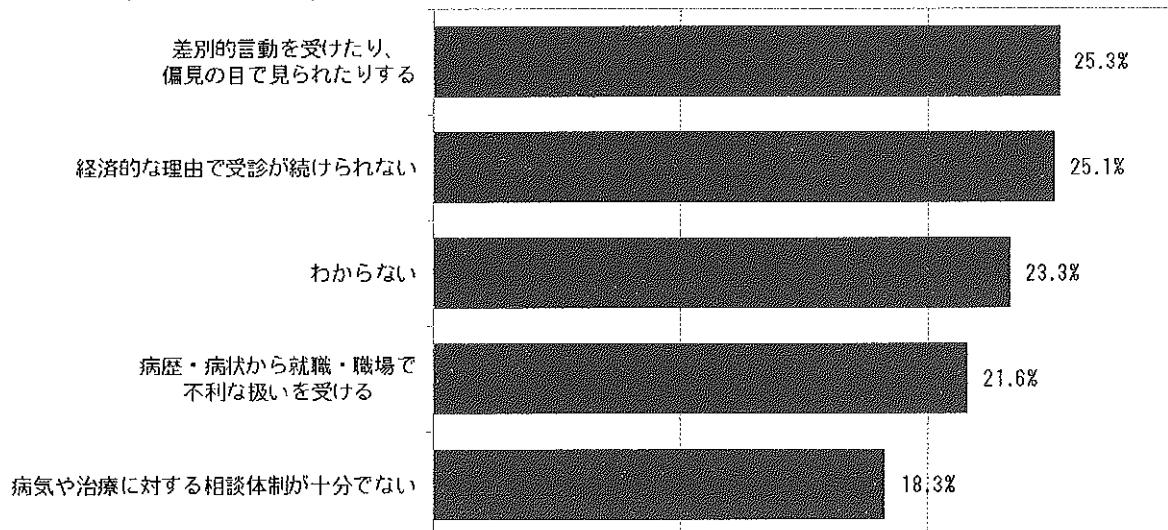
問合せ先：鳥取県国際交流財団 電話0857-31-5951

ファクシミリ0857-31-5952

## 9 病気にかかわる人権について

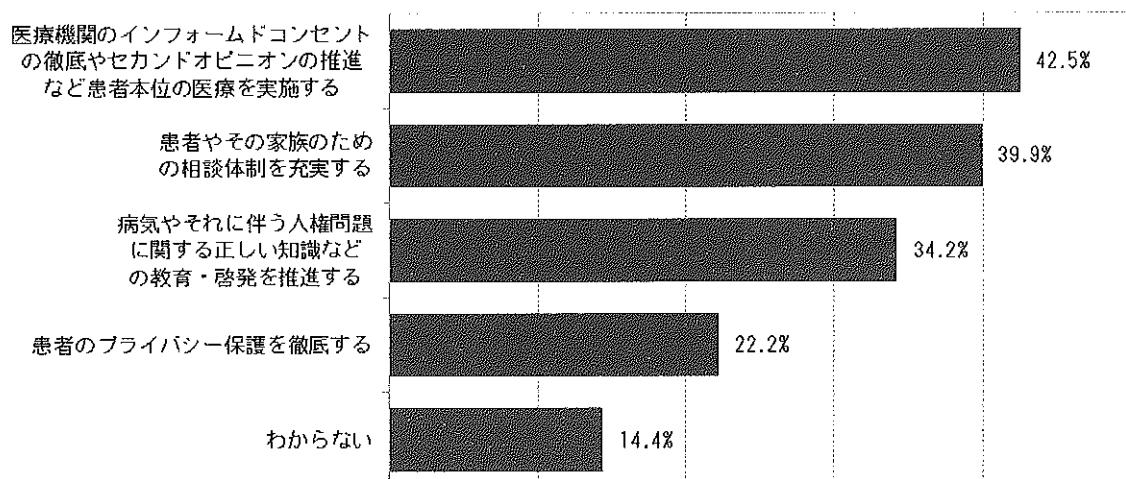
問 29 患者やその家族など病気にかかわる人の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つ以内)

※上位5項目



問 30 あなたは、病気にかかわる人の人権が尊重されるために、特にどのようなことが必要だと思いますか。  
(〇は3つ以内)

※上位5項目



### 様々な病気について理解を深めましょう

ハンセン病は過去においては、誤った認識が行政や社会にあり、患者は施設に長年隔離され続け、実名すら名乗れないなど、人としての権利が著しく損なわれてきました。その後、平成13年に熊本地裁で「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起され、原告勝訴判決があり、平成21年にはハンセン病問題基本法が施行されて、国と地方自治体の責任が定められましたが、元患者や家族の方々は、今もなお苦しみや悲しみを抱えています。

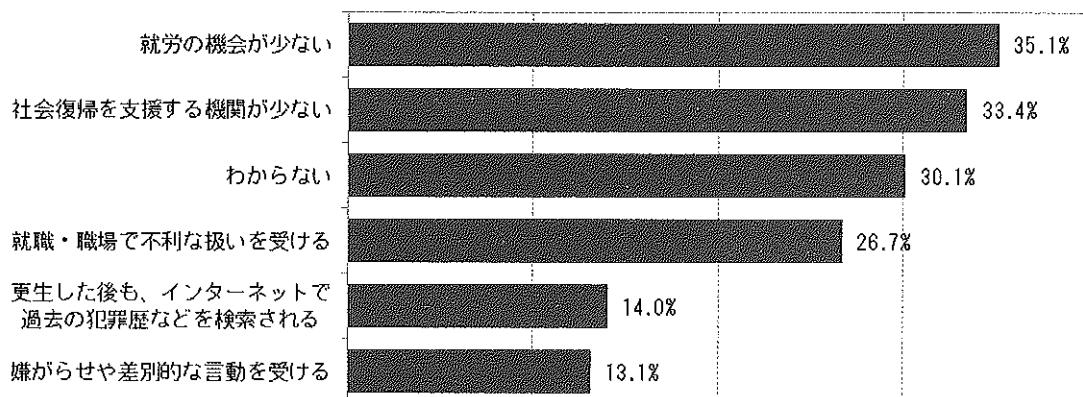
また、HIVやうつ病などの疾病においては未だに誤ったイメージを持たれ、就職などでの差別がされるために本人から発病の事実を周囲に伝えることがなかなかできないといったことがあります。

様々な病気について正しい認識を持つことが今求められているのではないでしょうか?

## 10 刑を終えて出所した人の人権について

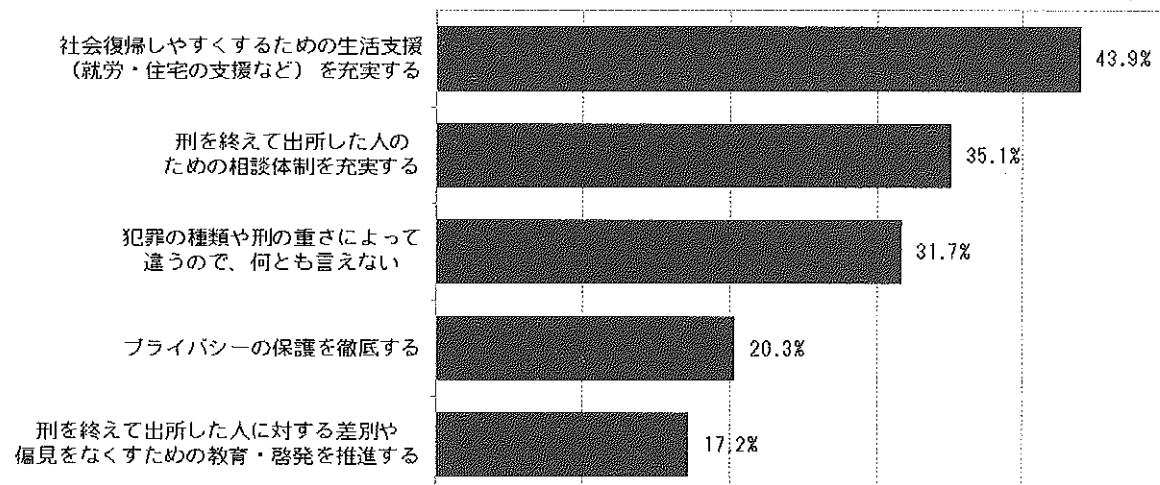
問31 刑を終えて出所した人の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは、どのようなことですか。(○は3つ以内)

※上位6項目



問32 あなたは、刑を終えて出所した人の人権が尊重されるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つ以内)

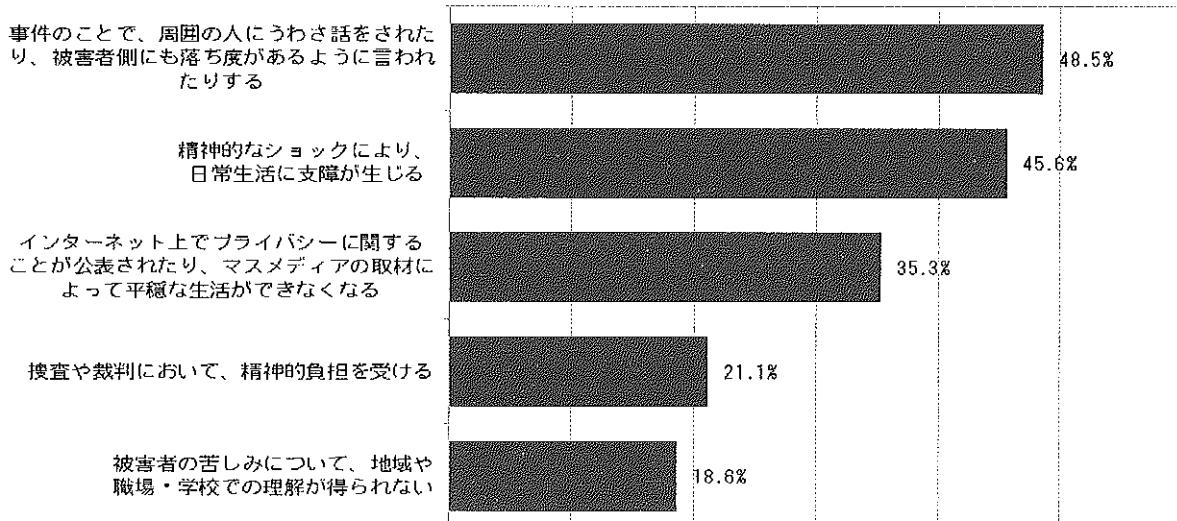
※上位5項目



## 11 犯罪被害者等の人権について

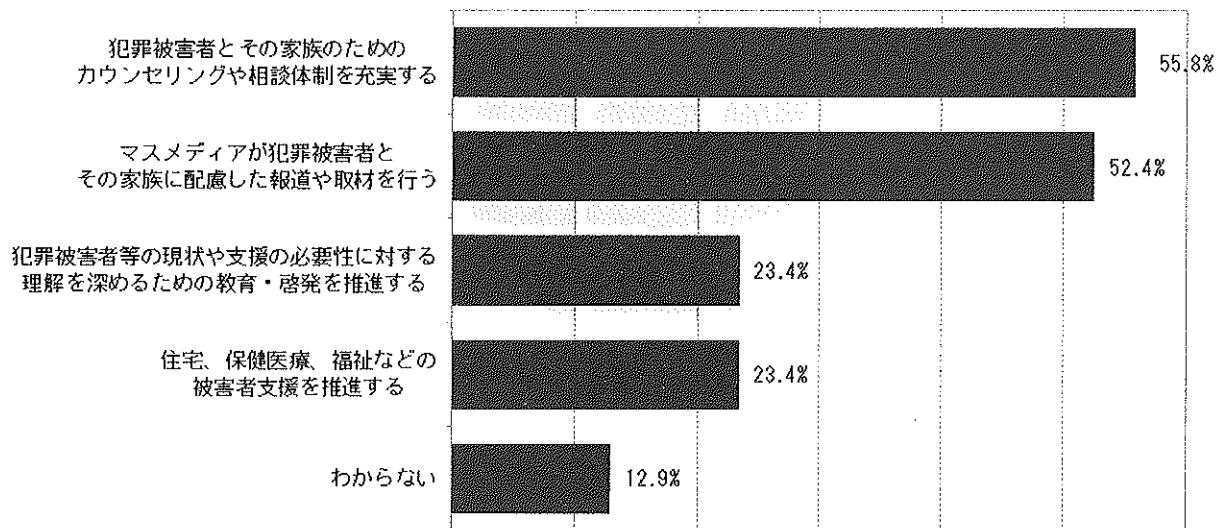
問33 犯罪被害者及びその家族の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つ以内)

※上位5項目



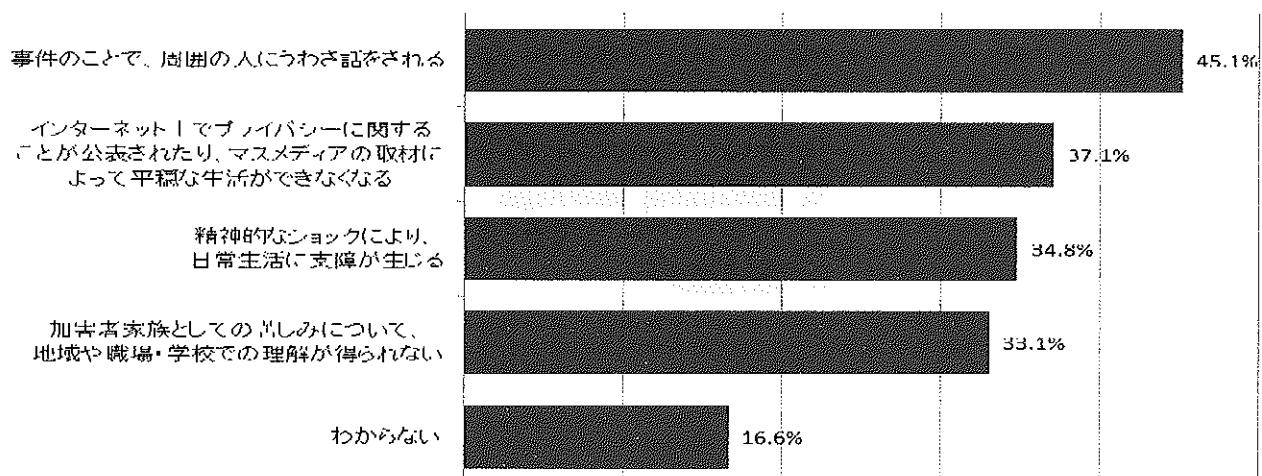
問34 あはたは、犯罪被害者及びその家族の人権が尊重されるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つ以内）

※上位5項目



問35 犯罪加害者の家族の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（〇は3つ以内）

※上位5項目



#### とつとり被害者支援センターをご存知ですか？

公益社団法人とつとり被害者支援センターは犯罪被害者やその御家族、ご遺族が被害を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるようにサポートするために設置された公益社団法人です。

専門的な研修を受けた相談員及びボランティアの方々が専門家のアドバイスを得ながら、電話相談・面接相談、警察や病院等の各機関及び裁判の傍聴等の付添、情報提供やその他の支援活動を通じて、被害にあわれた方々の回復の手助けを行うことを目的としております。

相談専用電話：0857-30-0874（月～金曜日（年末年始・祝祭日を除く））

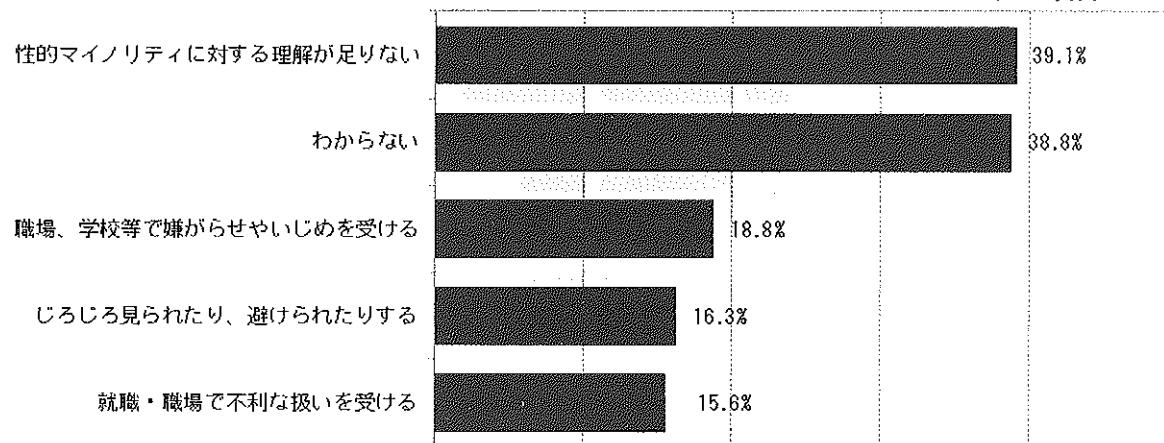
連絡先：0857-20-0330（電話番号&ファクシミリ）

t-higaisha@voice.ocn.ne.jp（電子メール）

## 12 性的マイノリティ（少數者）の人権について

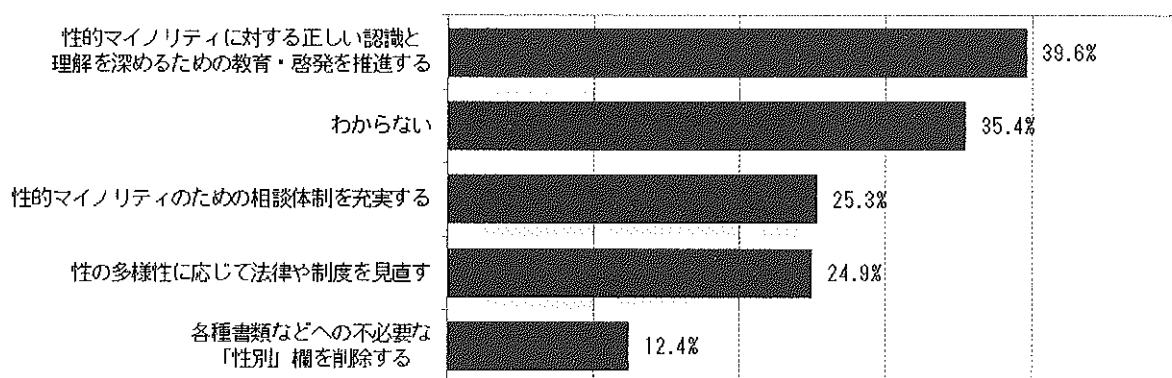
問 36 L G B Tなど性的マイノリティの人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは、どのようなことですか。（〇は3つ以内）

※上位5項目



問 37 あなたは、性的マイノリティの人権が尊重されるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つ以内）

※上位5項目



### L G B Tとは？

レズビアン（L） ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー／トランスセクシユアル（T）の人たちの頭文字を取った総称。

レズビアン（Lesbian）：女性同性愛者

ゲイ（Gay）：男性同性愛者

バイセクシュアル（Bisexual）：両性愛者

トランスジェンダー／トランスセクシユアル（Transgender／Transsexual）

：生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人

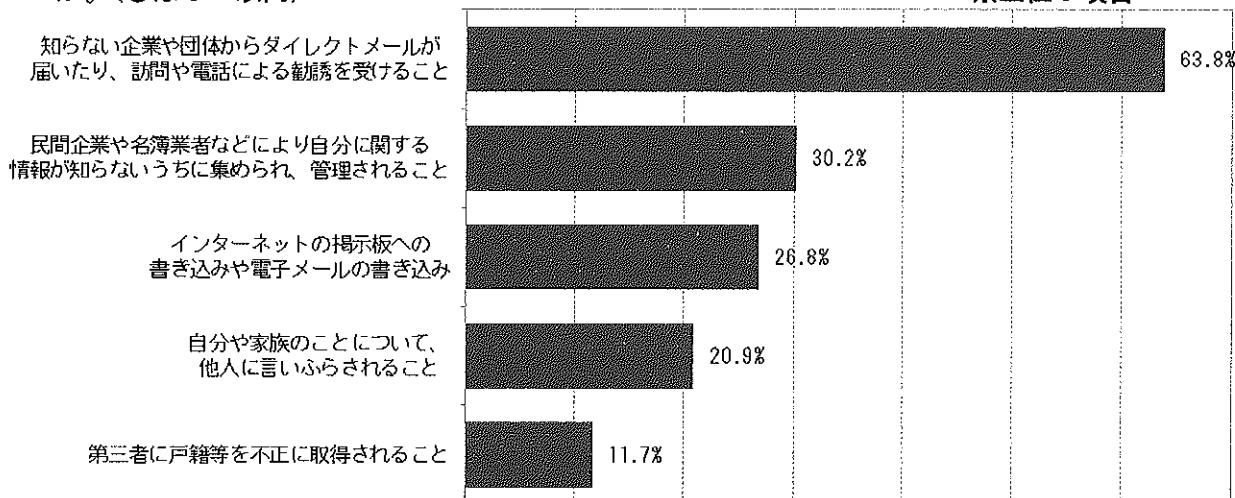
（出典：「電通総研 L G B T 調査 2012【データ・グラフ集】」）

電通総研が約7万人を対象に実施した2012年の調査によると成人男女の5.2%はL G B Tと推計されます。

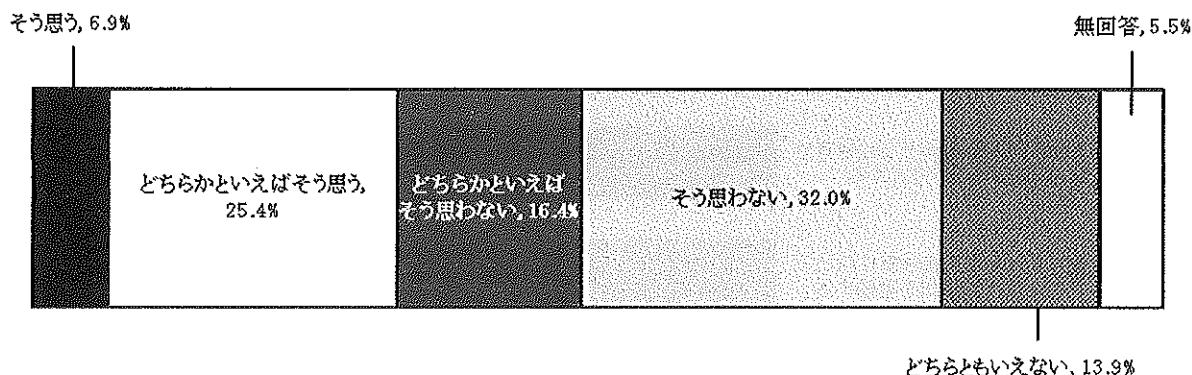
## 13 個人のプライバシーについて

問 38 個人のプライバシーに関して、あなたはどのような場合にプライバシーが守られていないと感じますか。(○は3つ以内)

※上位5項目

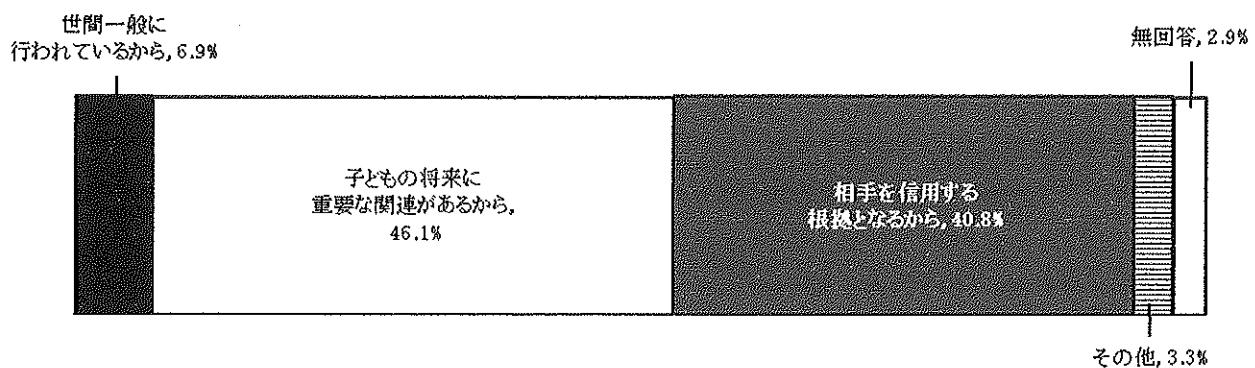


問 39-① あなたに未婚の子がいると仮定して、その子が結婚するときに、家柄、親の職業や社会的地位などについて、親の立場から相手方の身元調査を行うことはやむを得ないと思いますか。(○は1つだけ)



問 39-② 問 39-①で「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」を選択された方におたずねします。

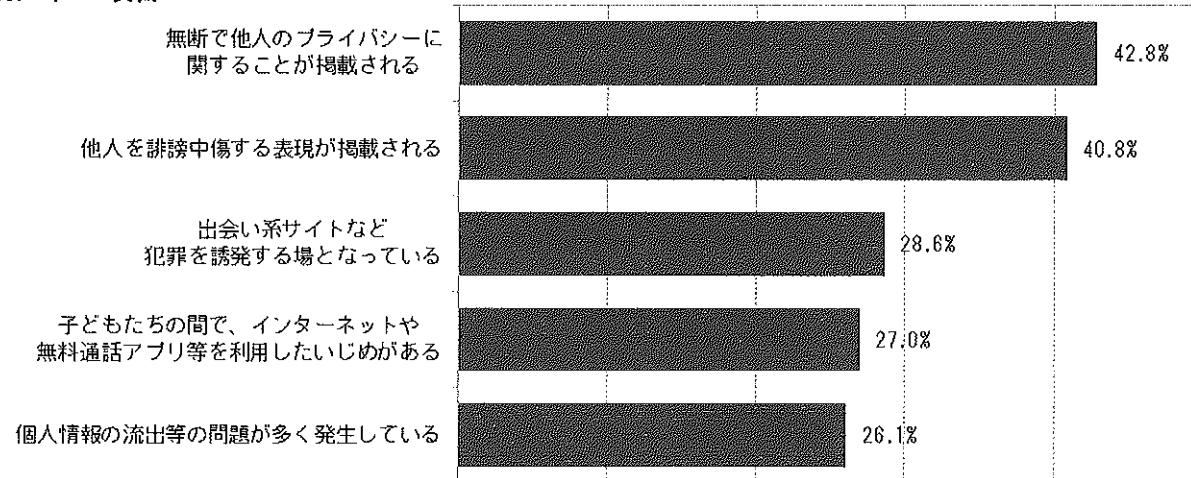
その理由について、あなたの考えに近いものはどれですか。(○は1つだけ)



## 14 インターネット上における人権について

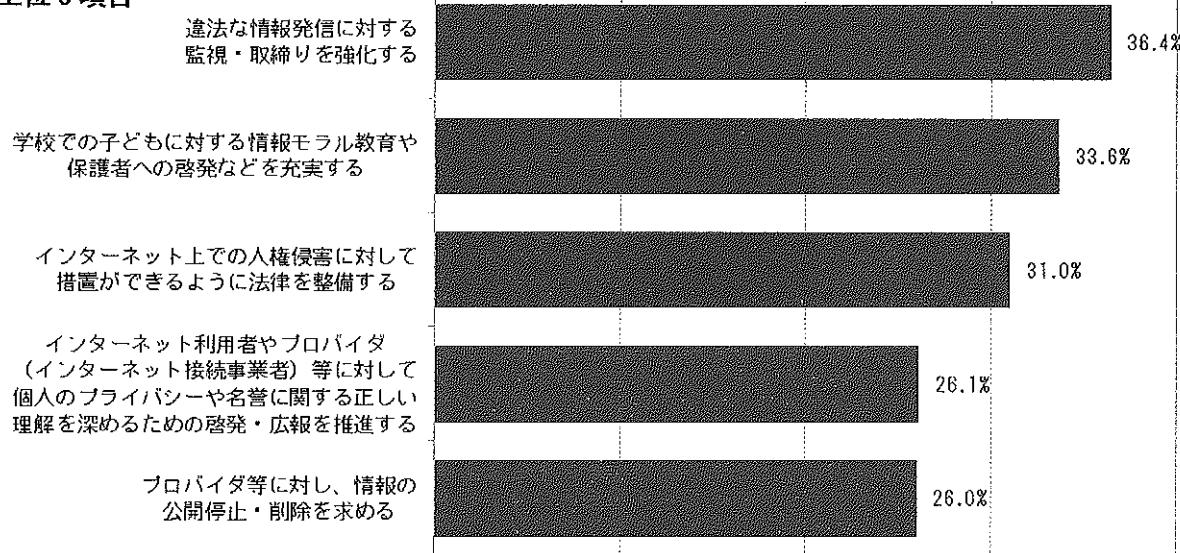
問40 インターネット上における人権に関することで、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つ以内)

※上位5項目



問41 あなたは、インターネット上の人権侵害を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つ以内)

※上位5項目



### 今すぐ始めよう！！ペアレンタルコントロール インターネットを安全に利用するために

ペアレンタルコントロールとは、子どもによるパソコンや携帯電話などの情報通信機器の利用を、親が監視して制限する取り組みのことを言います。

フィルタリング（違法・有害情報の閲覧を防ぐサービス）の設定やウイルス対策ソフトの導入によって行えます。

青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、特に無料通話アプリ・SNS（ソーシャルネットワークサービス）等における誹謗中傷等、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。インターネットは、大変便利なものですが利用の仕方によっては、危険性があるものですので青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力に応じ、ペアレンタルコントロールを適切に行いましょう。

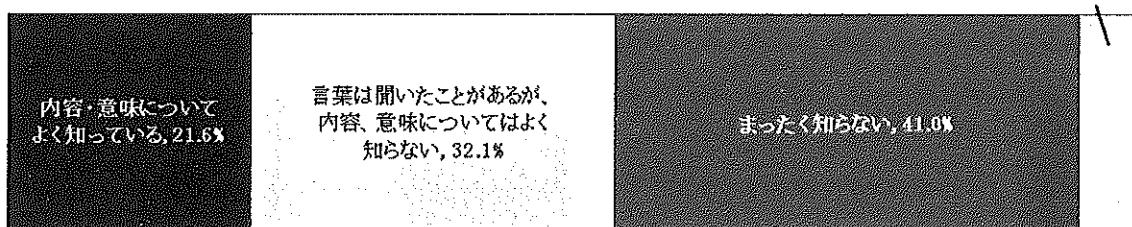
問合せ先：鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課

電話 0857-26-7076 ファクシミリ 0857-26-7863

## 15 ユニバーサルデザインについて

問42 あなたは「ユニバーサルデザイン（※）」について知っていますか。（○は1つだけ）

無回答, 5.2%



※「ユニバーサルデザイン」

…障がいの有無、年齢、性別、言語など人の多様性に可能な限り無関係に誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。  
「バリアフリー」が、今ある障壁(バリア)を一つひとつ取り除いていくこと(事後対策)に対し、「ユニバーサルデザイン」は、はじめからバリアを作らないこと(事前対策)。

### カラーユニバーサルデザインとは？

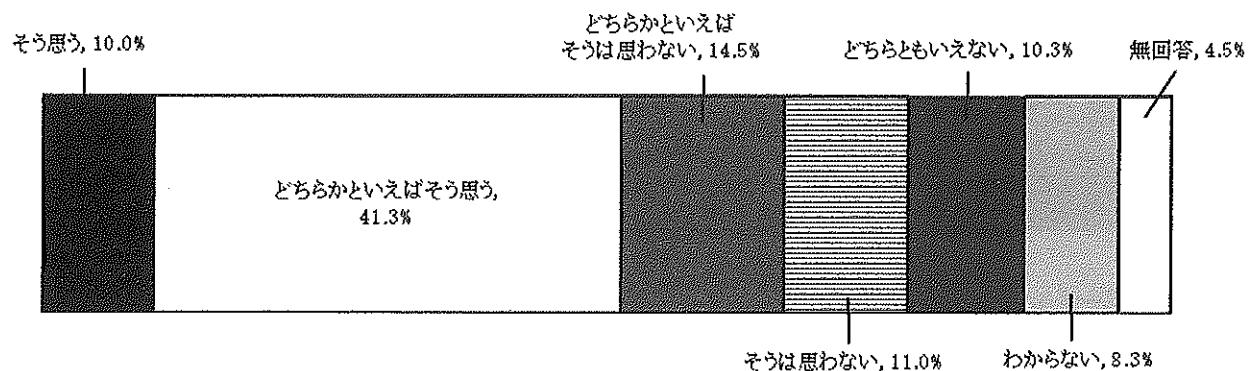
色覚（色の感じ方）は、味覚や嗅覚と同じように実は人それぞれ異なります。このため、見分けやすくするためにつけられた色づかいが、かえって見分けにくくなり、情報を正確に受け取れないなど困っている人（色弱の人など）たちがいます。

また、一般的な色覚の人の中には疾病などにより他の人と色の見え方が異なるケースもあります。誰に対しても正しく情報が伝わるように、色の使い方や文字の形などにあらかじめ配慮することを「カラーユニバーサルデザイン」といいます。

(出典：NPO法人大カラーユニバーサルデザイン機構「カラーユニバーサルデザインガイドブック」)

## 16 おわりに

問43 あなたは、職場、学校、家庭、地域などにおいて、周りの人も含めた一人ひとりの人権が守られていると思いますか。(○は1つだけ)



**身の周りの人権について考えてみましょう！**

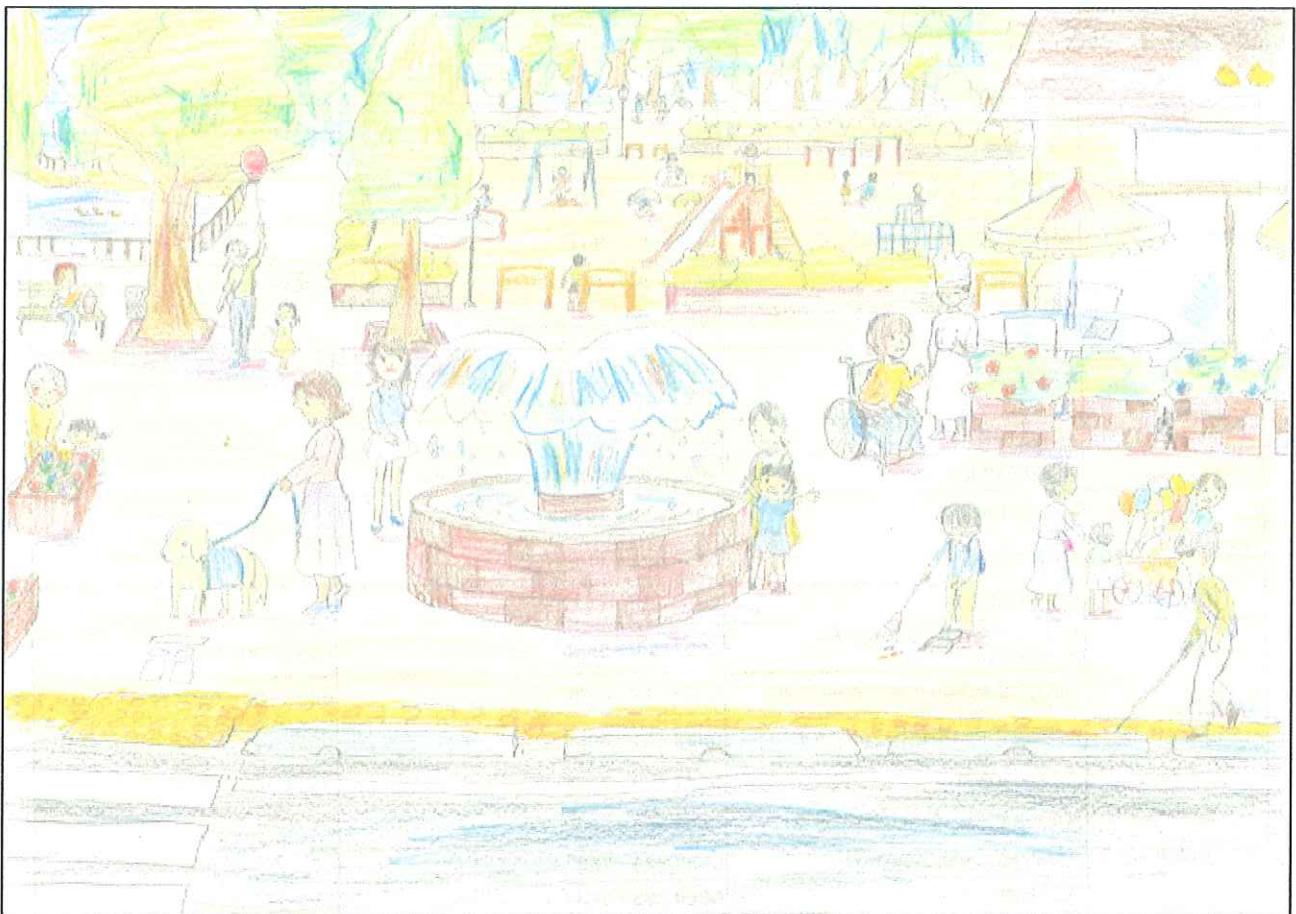
私たちの周囲には、依然としてさまざまな差別や偏見が存在し、自由・平等に生きたいという一人ひとりの願いや権利を阻んでいる現実があります。

今一度、自分の周りの人権について考えてみましょう。

## 相談窓口一覧

区分	相談機関	電話	ファクシミリ
人権全般	県庁人権局	0857-26-7677	
	中部総合事務所地域振興局	0858-23-3270	
	西部総合事務所地域振興局	0859-31-9649	
	(公社)鳥取県人権文化センター	0857-21-1712-1713 電子メール:t-jinken@infosakyu.ne.jp	0857-21-1714
いじめ相談	県庁人権局	0857-29-2115 電子メール:jime-soudan@pref.tottori.jp	
	いじめ110番	0857-28-8718	
	いじめ相談専用メール	電子メール:jime@kyoiku-o.torikyo.ed.jp	
児童虐待	中央児童相談所	0857-23-1031	
	倉吉児童相談所	0858-23-1141	
	米子児童相談所	0859-33-1471	
高齢者虐待	とつとり東部権利擁護支援センター アドサボセンターとつとり	0857-30-5885	0857-30-5886
	中部成年後見支援センター ミットレーベン	0858-22-8900	0858-22-8901
	西部後見サポートセンター うえるかむ	0859-21-5092	0859-21-5094
	県庁長寿社会課	0857-26-7177	0857-26-8127
男女共同参画	男女共同参画センター よりん彩相談室	0858-23-3939	
	東都相談室	0857-26-7887	
	西部相談室	0859-33-3955	
DV	婦人相談所	0857-27-8630	0857-21-3025
	中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3147-3152	0858-23-4803
	西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9304	0859-34-1392
障がい者虐待	東部福祉事務所	0857-22-5647	
	中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3124	
	西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9301	
外国人	(公財)鳥取県国際交流財団 本所	0857-31-5951	0857-31-5952
	倉吉事務所	0858-23-5931	0858-23-5952
	米子事務所	0859-34-5931	0859-34-5955
犯罪被害者等	県庁くらしの安心推進課	0857-26-7183 電子メール:kurashi@pref.tottori.jp	0857-26-8171
	(公財)とつとり被害者支援センター	0857-30-0874	
	鳥取県警察本部	0857-27-9110	

その他にも国・各市町村にも相談窓口がありますのでご利用ください。



題名 「いろんな人と生きる」／山根萌々花さん（八頭町立中央中学校）

（平成26年度とっとりふれあい人権マンガ大賞 入賞作品）

— 人権に関する県民の意識「鳥取県人権意識調査」から —

平成27年3月 発行

発行 鳥取県 総務部人権局 人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電話：0857-26-7121

ファクシミリ：0857-26-8138

電子メール：[jinken@pref.tottori.jp](mailto:jinken@pref.tottori.jp)